

Kenshin Disclosure 2016.3

けんしんの現況



ディスクロージャー誌

2015年(平成27年)4月1日～2016年(平成28年)3月31日

けんしんの概要

本店 〒380-8668
長野市新田町1103番地1
電話 026-233-2111(代表)

設立 昭和29年11月20日

出資金 10億57百万円
組合員数 132,578人
預金残高 9,145億円
貸出金残高 2,761億円
自己資本比率 19.37%(バーゼルⅢに基づく国内基準)
職員数 680人(男424人 女256人)
店舗数 51店舗
海外拠点 1か所(シンガポール駐在員事務所)
営業地域 長野県一円
(平成28年3月31日現在)

本 店

第2本店

CONTENTS

理事長からのメッセージ	1
事業方針	2
平成27年度 事業概況	3
トピックス	4
けんしんネットワーク	8
店舗一覧表	9
海外拠点	9
店舗外キャッシュコーナー	10
コンビニATM	11
貸金庫	11
役員一覧	12
会計監査人の氏名又は名称	12
事業の組織	12
主要な事業の内容	12
総代会	13
報酬体系について	14
資料	15
不良債権等の情報	23
自己資本の充実の状況等	24
企業の社会的責任(CSR)の取組みについて	30
CSRの取組み(法令等遵守体制)	30
CSRの取組み(苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)	31
CSRの取組み(環境保全活動)	31
CSRの取組み(リスク管理体制)	32
CSRの取組み(顧客保護等管理方針)	34
CSRの取組み(利益相反管理方針)	34
CSRの取組み(個人情報保護)	35
CSRの取組み(中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況)	36
CSRの取組み(地域貢献への取組み)	41
索引	43

(注) 本資料において掲載してある計数は、原則として下記のとおり表示しております。

1. 金額
単位未満を切り捨てて表示しているため、掲載金額の合計と表中の合計欄の金額が一致しない場合があります。
2. 諸利回り・諸比率
小数点第3位以下を切り捨て第2位まで表示しております。
3. 構成比
小数点第2位以下を切り捨てて表示しているため、掲載している構成比の合計が100%とならない場合があります。
4. 「資料」「自己資本の充実の状況等」における残高等の表示
値が全くない場合は「―」表示、表示単位未満の値がある場合は「0」表示、当該期に勘定科目が存在しない場合は「/」表示しております。



地域の魅力を プロデュースし、 地域社会の発展に 尽くします

理事長からのメッセージ

平素より皆さまには、長野県信用組合（通称：けんしん）に格別のご高配を賜りまして、心から感謝申し上げます。

皆さまに、当組合の現況をご理解いただくため、ここに平成27年度の事業内容を収めたディスクロージャー誌「**Kenshin Disclosure 2016.3**」をととのえました。ご高覧を賜り、末永く安心してけんしんをご利用いただくうえで、お役立ていただきたいと存じます。

さて、平成27年度の国内経済は、金融市場が激変を繰り返す不安定な環境のなかで、総じて景気回復の実感には乏しい状況が続き、長野県経済も同様に、一部には前向きな兆しを感じられたものの、総じて経済の好循環には至らず、景気は横ばいに推移する状況でした。このような環境のなかで私どもけんしんは、地域経済の支援・貢献に取り組むとともに、一層の業績向上と経営体質の強化・改善に鋭意努めてまいりました。

その結果、業績は当期純利益において前年度の過去最高益を更新して43億47百万円を計上するなど、着実な歩みを進めることができました。皆さまのご支援に対しまして衷心よりお礼を申し上げます。

平成28年度は、さらに地域の魅力をプロデュースし、地域社会の発展に尽くすべく、経営全般に最善を尽くしてまいり所存でございます。

皆さまにおかれましては、今後とも何分のご高配、ご利用を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成28年7月

理事長 黒 岩 清

企業倫理

地域社会において、「信用」、「信頼」の構築に努め、法令等を遵守し、経営の健全性を確保する。
もって、「経営理念」及び「経営方針」を実現し、社会的責任と公共的使命を果たす。

経営理念

金融業務の健全性・適切性を確保し、信用の維持・向上に取り組み、
もって地域社会の発展に貢献する。

経営方針

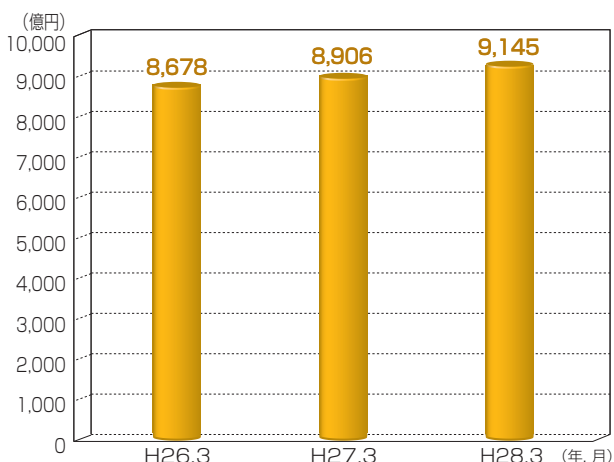
「地域の魅力をプロデュースし、地域社会の発展に尽くします」
をスローガンに、以下の経営方針を掲げています。



預金

預金は、個人預金、法人預金がともに増加した結果、期中238億円増加して、残高は9,145億円（前期比2.67%増加）となりました。

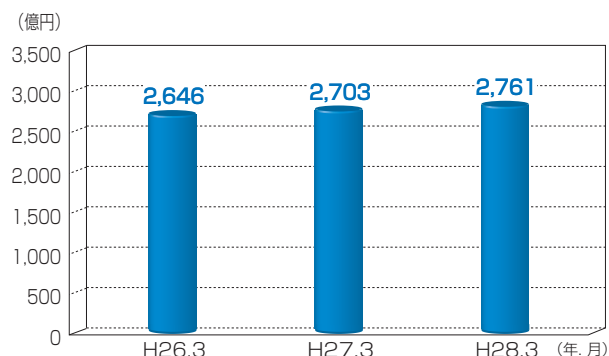
預金



貸出金

貸出金は、設備資金の需要がなかなか盛りあがらない中でしたが、医療関連融資、国際支援融資などの事業性融資及び個人ローンが堅調に推移し、期中58億円増加して、残高は2,761億円（前期比2.15%増加）となりました。

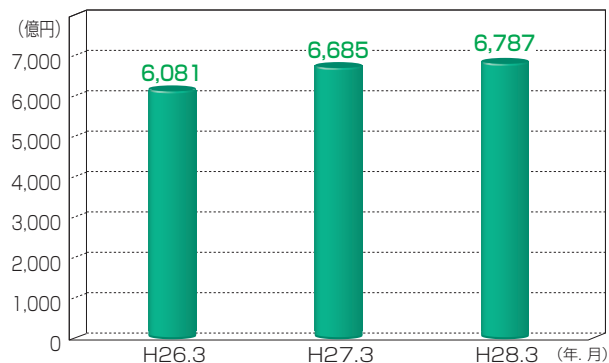
貸出金



有価証券

有価証券は、国債等の国内債券を主体に、運用の多様化にも努め、期中102億円増加して、残高は6,787億円となりました。

有価証券



有価証券評価損益

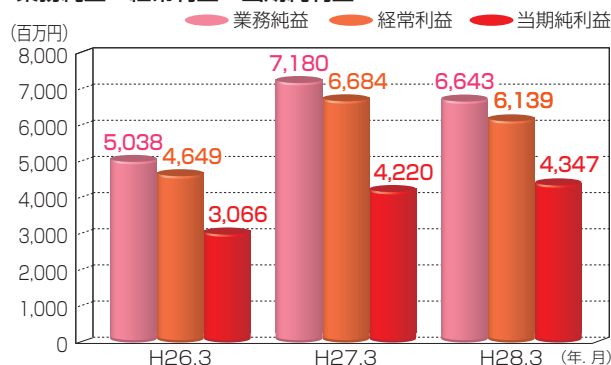
有価証券評価損益は、ドル安による円高・株安が進行した一方で、日米の市場金利が低下したことから、595億82百万円（前期比14億34百万円減少）の評価益となりました。

損益

損益状況は、運用の多様化を図ったことにより、有価証券利息配当金が増加したこと、また、貸出金利息が漸減したものの、貸出金利回りの低下を最小限に抑えることができたことから、本業のもうけを示すコア業務純益は38億98百万円（前期比77百万円増加）となりました。また、業務純益は66億43百万円（前期比5億37百万円減少）でした。

経常利益は、61億39百万円（前期比5億45百万円減少）となり、当期純利益は、コア業務純益の増益に加え、与信コストの減少等により、43億47百万円（前期比1億27百万円増加）となりました。これは、過去最高益を計上した前年度を上回る結果でした。

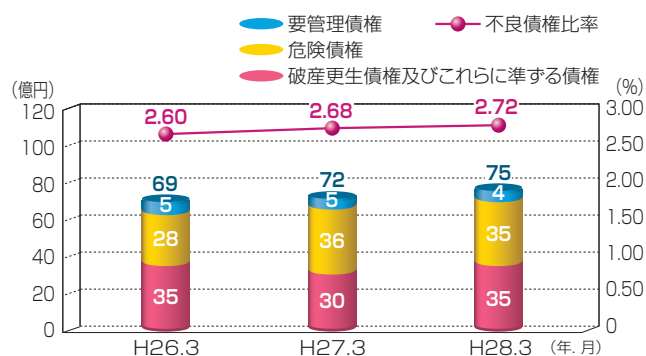
業務純益・経常利益・当期純利益



不良債権残高・不良債権比率

不良債権は、残高（金融再生法ベース）が75億52百万円（前期比2億73百万円増加）となりました。また、総与信残高に占める比率（不良債権比率）は2.72%（前期比0.04ポイント増加）となりました。

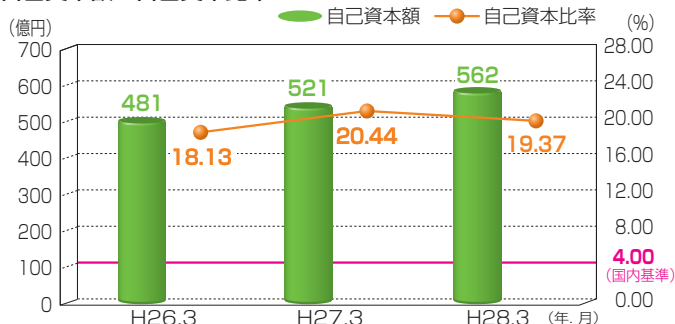
不良債権残高・不良債権比率（金融再生法ベース）



自己資本額・自己資本比率

自己資本額は、バーゼルⅢに基づく国内基準で562億円（前期比40億円増加）となりました。この結果、自己資本比率は、同基準で19.37%（前期比1.07ポイント低下）となりました。

自己資本額・自己資本比率



（注）バーゼルⅢに基づく国内基準による値を記載しております。

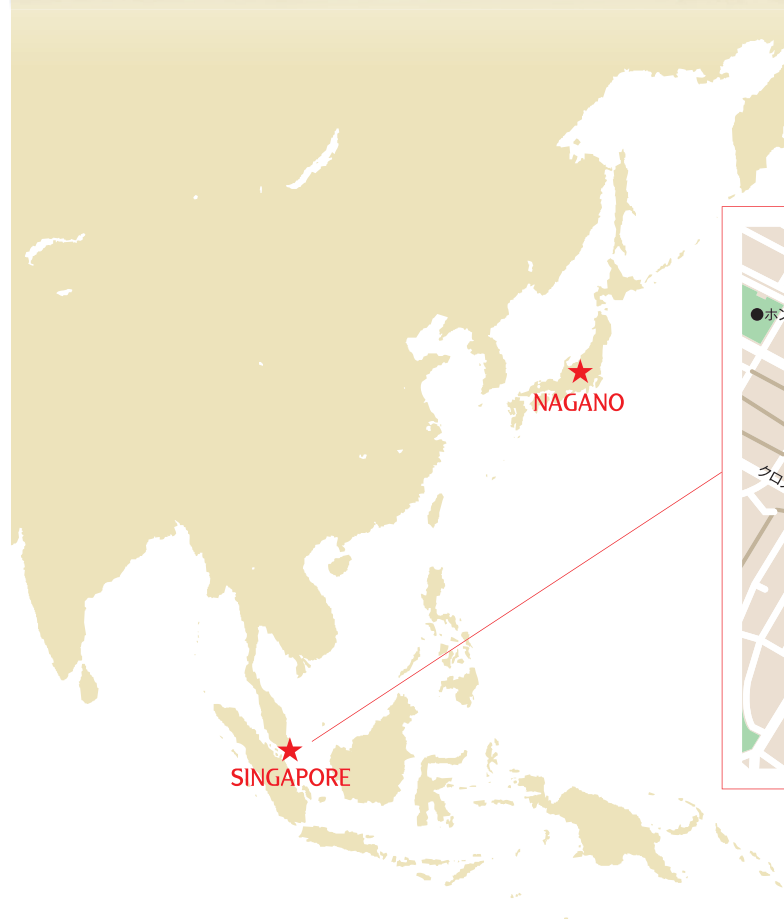
○シンガポール駐在員事務所の開設

近年、人口減少や企業の海外進出等による国内需要の減少により、積極的に海外需要を取り込むための事業展開が拡大しています。とりわけ経済発展著しい東南アジアは、重要な事業展開地域として今後も注目を集めるとみられます。東南アジアの現地に密着した情報を収集・提供し取引先企業の海外展開を支援するため、平成27年10月27日に信用組合業界では初の海外拠点となるシンガポール駐在員事務所を開設いたしました。

SINGAPORE

REPRESENTATIVE OFFICE

長野県信用組合 シンガポール駐在員事務所 開設





シンガポール金融街の様様。中央の四角いビルがHong Leong Building（45階建て）。駐在員事務所があるのはこの40階です。



エレベーターホールにあるフロア案内ボード。上から4番目「The Nagano-Ken Shinkumi Bank」が駐在員事務所です。



Hong Leong Building 40階のエレベーターホールから望む駐在員事務所入口



事務所内の長野県PRコーナー。掲示されている観光ポスターは季節により入れ替えられます。



駐在員事務所エントランスで執り行われた開所式でのテープカット



開所記念レセプションの会場となったマンダリンオリエンタルホテル



レセプション専用エントランスから会場内に至るまで並べられた祝賀花



開所記念レセプションでの冒頭のスピーチの様様

トピックス

○本部体制の強化

・本部機構改革

シンガポール駐在員事務所の開設に合わせて、平成27年11月に取引先企業の支援態勢強化を図る本部機構改革を行い、「国際業務支援室」を「国際業務支援部」に昇格するとともに、「審査部」の一部を独立させ、「経営支援部」を新設いたしました。

・経営支援体制の強化

地方創生等の支援策を充実する取組みとして、すでに提携している外部機関・外部専門家等に加えて、日本政策金融公庫と「創業支援や6次産業化支援等の分野についての包括的な連携協定」及び「海外進出した企業の資金繰りを支援するスタンバイ・クレジットに関する基本契約」を結ぶとともに、国土交通省と「地域建設産業活性化支援事業に係る協定」を、長野県・長野市・松本市・宮田村と「地方創生に向けた連携協定」を、それぞれ締結いたしました。

さらには、地方創生に向けた具体的な取組みとして、「長野県プロフェッショナル人材戦略拠点協議会」及び「長野市ICT産業誘致・起業プロジェクト」への参加、また長野県との共催による「クラウドファンディングセミナー」を開催いたしました。



日本政策金融公庫と連携協定を締結

○後継者ゼミナール（塾）の開講

事業承継支援に係る新たな取組みとして、平成27年度、東信地区において全6講の「後継者ゼミナール（塾）」を開講いたしました。また平成28年度に入り、同ゼミナールを北信地区で開講しており、今年度中に諏訪地区においても開催する予定であります。



北信地区の後継者ゼミナール

○けんしんシンガポールレポートを発行

シンガポール駐在員事務所の開所後、現地での情報を日本国内にフィードバックする活動の一環として「けんしんシンガポールレポート」を随時発行し、平成28年6月末現在、第6号の刊行に至っております。



○新商品等の取扱開始

預金商品として、平成27年5月に子供向け専用通帳「夢キッズ」を、同年11月に定期積金「夢パレット」を取扱開始いたしました。また融資商品として、平成28年2月に新商品フリーローン「えらんじゃお」及び「けんしん地方創生応援ローン」の取扱いを開始いたしました。



○相談会の充実

平成27年4月から、各種ローンのほか、年金、資産運用、相続等業務全般のご相談をお受けする「いろいろ相談会」を、毎月16日の午後3時から午後7時まで全店一斉で開催いたしました。さらに平成28年4月からは、ご相談をお受けする機会を広げるため、開催日を毎月1回から毎週木曜日に拡大いたしました。



毎週木曜日に開催している「いろいろ相談会」

○新システムの開発

平成27年9月に「新情報システム」の開発・移行が完了いたしました。

また、同月、「新渉外支援システム」が完成・稼働し、タブレット端末を利用した集金業務及び顧客提案サービスを開始いたしました。



提案サービスなどに使用するタブレット端末

○電子記帳台の導入

窓口におけるお客さまの事務手続を軽減するため、特に高齢の方や障害をお持ちの方などが伝票や各種必要書類を作成する際の負担軽減を目的として、14店舗に伝票作成システム「電子記帳台」を導入いたしました。



○金利表示ボードを刷新

ご来店いただく皆さまのお役に立てるよう、全店にある「金利表示ボード」を大画面で見やすく、様々な情報を提供できる新型に刷新いたしました。平成28年6月末現在、金利表示のほか、当組合のポスター・お知らせ・テレビCM、マーケットデータ、文字ニュースを情報提供しております。



○支店の新築移転

平成27年10月、諏訪支店が新築移転オープンいたしました。また、飯田支店の新築移転（平成28年10月開店予定）に着手いたしました。

これらの新店舗にはいずれも、365日稼働全自動貸金庫と24時間稼働ATMを備えて、一層の利便性向上を目指しています。



新「諏訪支店」

○防災用発電設備の拡充

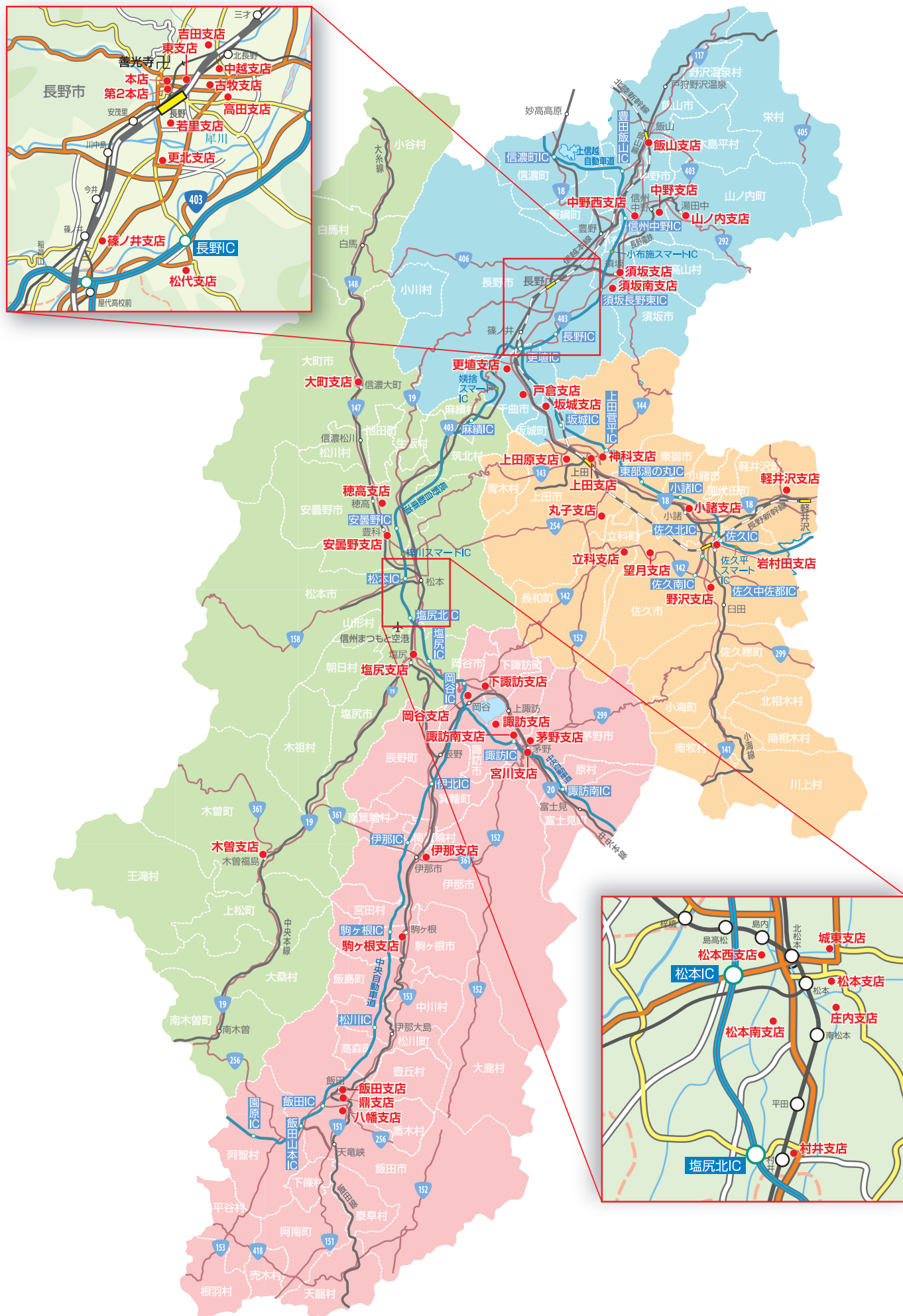
災害対策の一環として、防災用発電設備の拡充を新店舗を中心に進めており、平成27年度は新築の諏訪支店を含め5店舗に設置いたしました。これにより、防災用自動発電設備のある営業店は8店舗となり、そのほか移動用電源車を北信地区に1台、中信地区に1台常備しております。



諏訪支店の自動発電設備

○組合名称の英文表記を制定

シンガポール駐在員事務所の開設にあたり、組合名称の英文表記を「The Nagano-ken Shinkumi Bank」と制定し、定款を変更いたしました。



地 区	店 名	所 在 地	電 話		ATM数
長野市	本部	〒380-8668 長野市新田町1103番地1	(026)233-2111		—
	本店営業部	〒380-8668 長野市新田町1103番地1	(026)233-2112	📞 夜間 仲介 投	4 24H
	東支店	〒380-0811 長野市東鶴賀90番地	(026)234-2327	📞 投	2
	古牧支店	〒381-0034 長野市高田436番地1	(026)244-2233	📞 投	2
	吉田支店	〒381-0043 長野市吉田二丁目11番10号	(026)244-5922	📞 投	2
	中越支店	〒381-0044 長野市中越一丁目7番11号	(026)241-3737	📞 投	2
	高田支店	〒381-0033 長野市南高田一丁目16番地9	(026)259-3861	📞 夜間 G 投	2
	若里支店	〒380-0928 長野市若里一丁目20番17号	(026)224-1234	📞 G 投	2 24H
	更北支店	〒381-2211 長野市稲里町下水鉋1248番地4	(026)284-1020	📞 夜間 G 投	2
	篠ノ井支店	〒388-8004 長野市篠ノ井会213番地2	(026)293-1560	投	2
	松代支店	〒381-1231 長野市松代町松代547番地1	(026)278-2127	📞 投	2
	飯山市	〒389-2253 飯山市大字飯山221番地3	(0269)62-3171	📞 投	2
下高井郡	山ノ内支店	〒381-0401 下高井郡山ノ内町大字平穂字町南2985番1	(0269)33-3505	投	2
中野市	中野支店	〒383-0021 中野市西一丁目3番33号	(0269)22-2135	📞 投	2
	中野西支店	〒383-0045 中野市大字江部1206番地	(0269)26-2511	📞 投	2
須坂市	須坂支店	〒382-0076 須坂市大字須坂1234番地1	(026)245-0620	📞 仲介 投	3 24H
	須坂南支店	〒382-0098 須坂市墨坂南二丁目5番7号	(026)248-3911	夜間 投	2
千曲市	更埴支店	〒387-0012 千曲市大字桜堂360番地1	(026)272-6611	📞 夜間 G 投	2
	戸倉支店	〒389-0804 千曲市大字戸倉字上中町1793番地2	(026)276-3366	📞 夜間 投	2
埴科郡	坂城支店	〒389-0601 埴科郡坂城町大字坂城6410番地の1	(0268)82-2063	投	2
上田市	上田支店	〒386-0018 上田市常田二丁目36番1号	(0268)22-7255	📞 夜間 仲介 投	2 24H
	神科支店	〒386-0002 上田市住吉53番8	(0268)25-1411	📞 投	2
	上田原支店	〒386-1102 上田市上田原506番地27	(0268)23-7755	📞 夜間 G 投	2
	丸子支店	〒386-0404 上田市上丸子961番地1	(0268)42-3141	📞 投	2
小諸市	小諸支店	〒384-0014 小諸市荒町一丁目4番7号	(0267)22-1720	📞 夜間 投	2
佐久市	岩村田支店	〒385-0021 佐久市長土呂255番地1	(0267)68-7811	📞 夜間 G 投	2
	野沢支店	〒385-0053 佐久市野沢91番地の7	(0267)62-0501	📞 仲介 投	2
	望月支店	〒384-2202 佐久市望月字金井原131番地の1	(0267)53-3050	投	1
北佐久郡	立科支店	〒384-2305 北佐久郡立科町大字芦田1166番地2	(0267)56-0171	📞 投	1
	軽井沢支店	〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉2419番地10	(0267)46-1200	投	2
大町市	大町支店	〒398-0002 大町市大町2513番地	(0261)22-0965	投	2
安曇野市	穂高支店	〒399-8303 安曇野市穂高2557番地1	(0263)82-8611	📞 夜間 G 投	2
	安曇野支店	〒399-8205 安曇野市豊科4502番地3	(0263)72-2870	📞 投	2
松本市	松本支店	〒390-0815 松本市深志二丁目5番2号	(0263)33-0255	📞 夜間 仲介 投	3
	城東支店	〒390-0807 松本市城東一丁目5番14号	(0263)32-9519	📞 夜間 投	2
	庄内支店	〒390-0821 松本市筑摩一丁目14番17号	(0263)28-1211	📞 夜間 G 投	2
	松本南支店	〒390-0847 松本市笹部二丁目1番57号	(0263)27-0200	📞 夜間 投	2
	松本西支店	〒390-0852 松本市大字島立788番12	(0263)47-7170	📞 投	2
	村井支店	〒399-0036 松本市村井町南三丁目1番1号	(0263)86-5070	📞 夜間 投	2
	塩尻市	〒399-0703 塩尻市大字広丘高出1551番地7	(0263)52-6550	投	2
木曽郡	木曽支店	〒397-0001 木曽郡木曽町福島5307番地4	(0264)22-3631	G 投	1
岡谷市	岡谷支店	〒394-0028 岡谷市本町四丁目2番4号	(0266)22-4855	仲介 投	2
諏訪郡	下諏訪支店	〒393-0076 諏訪郡下諏訪町矢木西135番4	(0266)28-7611	📞 投	2
諏訪市	諏訪支店	〒392-0022 諏訪市高島一丁目4番41号	(0266)52-5588	📞 投	2 24H
	諏訪南支店	〒392-0012 諏訪市大字四賀2198番地6	(0266)52-8581	📞 夜間 投	2
茅野市	茅野支店	〒391-0002 茅野市塚原二丁目8番21号	(0266)72-4128	📞 投	2
	宮川支店	〒391-0013 茅野市宮川茅野4299番5	(0266)73-7391	📞 夜間 投	2
伊那市	伊那支店	〒396-0023 伊那市山寺250番地3	(0265)78-6611	投	2
駒ヶ根市	駒ヶ根支店	〒399-4114 駒ヶ根市上穂南1番5号	(0265)82-3137	投	2
飯田市	飯田支店	〒395-0043 飯田市通り町四丁目1273番地1	(0265)22-3925	📞 夜間 仲介 投	2
	鼎支店	〒395-0801 飯田市鼎中平2283番地1	(0265)24-8811	📞 投	1
	八幡支店	〒395-0812 飯田市松尾代田1706番地1	(0265)22-8511	📞 夜間 投	1

- (注) 1. 📞 📞 印は貸金庫を設置している店舗です。なお、
📞 印の店舗は、手のひら静脈認証全自動貸金庫を
設置しております。
2. 夜間 印は夜間金庫を設置している店舗です。

3. G 印はギャラリーを併設している店舗です。
4. 仲介 印は金融商品仲介業務取扱店です。
5. 投 印は投資信託の窓口販売取扱店です。
6. 24H 印はATM24時間営業の店舗です。

海外拠点

（平成28年7月1日現在）

事務所名	所 在 地	電 話
シンガポール駐在員事務所	シンガポール ラッフルズキー16 ホンリョンビル40階2B号室	+65-6221-5648

○当組合設置

地 区	設 置 場 所	利用 認証	振込	企業	お取扱時間		
					平 日	土曜日	日曜日・祝日
長野市	第2本店	●	●		8:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	長野県庁	●	●		8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	長野市役所(注)5	●	●		8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	ながの東急百貨店(注)6	●	●		9:45～19:00	9:45～19:00	9:45～19:00
	コープながの長野稲里店	●	●		9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	ウエストプラザ長野	●	●		8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	ケースタウン若里	●	●		9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	青木島ショッピングパーク	●	●		9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
飯山市	飯山本町	●	●		8:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
中野市	イオン中野店	●	●		8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	タカギセイコー	●	●	●	9:00～17:30	9:00～17:00	
	ベイシア中野店	●	●		9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
上田市	秋和ショッピングセンター	●	●		8:45～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	イオン上田ショッピングセンター	●	●		8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	アリオ上田店	●	●		9:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
小県郡長和町	長和和紙の里	●	●		8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
佐久市	佐久市役所望月支所	●	●		9:00～18:00		
北佐久郡立科町	池の平ホテル	●	●		9:00～17:30	9:00～17:00	
	立科町役場	●	●		9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
大町市	大町昭電前	●	●		8:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
安曇野市	安曇野赤十字病院	●	●		9:00～19:00	9:00～19:00	
	ベイシアあづみの堀金店	●	●		9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
松本市	松本市役所	●	●		8:45～18:00		
	松本合同庁舎(注)6	●	●		8:45～18:00		
	ネオパーク松本店	●	●		9:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	信州大学医学部附属病院	●	●		8:45～19:00	9:00～17:00	
東筑摩郡山形村	i CITY21	●	●		9:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
塩尻市	塩尻昭電前	●	●		8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
岡谷市	岡谷市民病院	●	●		8:45～20:00	8:45～19:00	9:00～19:00
茅野市	ベルビア	●	●		9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00

- (注) 1. けんしんのカードをご利用の場合、「ATMお引出し手数料」は、夜間・土・日・祝日「いつでも無料」です。
 2. 当組合設置のATMはすべて「手のひら静脈認証対応」ATMです。
 3. 当組合設置のATMでご利用いただけるお取引は、「ご入金・お引出し・残高照会・通帳記入・お振込・お振替・暗証番号の変更・ご利用限度額の引き下げ」です。また、平日午後3時以降及び土・日・祝日のお振込は翌営業日のお取扱いになります。(所定の手数料がかかります)
 4. 他金融機関カード・クレジットカードがご利用いただけます。ただし、所定の手数料がかかります。
 5. 長野市役所の平日火曜日のお取扱時間は、8:45～18:00となります。
 6. ながの東急百貨店及び松本合同庁舎には、当組合設置のATMのほか、他金融機関との共同設置のATMがございます。

○他金融機関との共同設置(お引出し・残高照会)

地 区	設 置 場 所	お取扱時間		
		平 日	土曜日	日曜日・祝日
長野市	ながの東急ライフ	9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～19:00
	長野市民病院	9:00～18:00		
	長野駅	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	長野赤十字病院	8:45～18:00		
	ツルヤ長野中央店	9:30～20:00	9:30～20:00	9:30～20:00
飯山市	飯山ショッピングタウン	10:00～20:00	10:00～19:00	10:00～19:00
中野市	高井富士ショッピングセンター(ユー・パレット)(注)4	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
須坂市	西友須坂店	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
大町市	フレスポ大町	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
	イオン豊科店	9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	安曇野市役所	8:00～18:00		
安曇野市	アートタウンショッピングセンター(WATAHAN)	9:30～20:00	9:30～19:00	9:30～19:00
	エルサあづみ野	9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	塩尻市役所	8:45～18:00		
塩尻市	諏訪赤十字病院	8:45～18:00	9:00～17:00	
諏訪市	茅野市役所	9:00～18:00		
茅野市	セブンイレブン茅野堀店	9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	メリーパーク	9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	パロー諏訪店	10:00～21:00	10:00～19:00	10:00～19:00
伊那市	ベルシャインニシザワ	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
駒ヶ根市	ベルシャイン駒ヶ根店	10:00～20:00	10:00～19:00	10:00～19:00
飯田市	アピタ飯田店	9:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	イオン飯田店	9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00

- (注) 1. けんしんのカードをご利用の場合、平日8:45～18:00はATMお引出し手数料が無料となります。ただし、平日18時以降及び土・日・祝日は108円がかかります。
 2. お取扱日・お取扱時間はそれぞれ異なります。また、1月1日～3日はご利用いただけません。
 3. けんしんのカードをご利用の場合は、「お引出し・残高照会」がご利用いただけます。
 4. 高井富士ショッピングセンター(ユー・パレット)は、ユー・パレットの改修工事に合わせて一時休止しております。

ATMの営業のご案内

every day free!

ATMお引出し手数料
けんしんのATMでけんしんのカードをご利用いただくと

0円

いつでも無料

夜間・土・日・祝日も

本店営業部・若里支店・須坂支店・
上田支店・諏訪支店

**ATM 24時間
営業中**

※毎週日曜日22:00から翌月曜日8:00(月曜日が祝日の場合は9:00)まで休業させていただきます。

○自動機器設置台数

	店舗内	店舗外	合計
ATM(現金自動預払機)	101台	31台	132台
CD(現金自動支払機)	—	23台	23台

○ご利用内容

日中(全店舗)	夜間・早朝 (24時間営業店舗のみ)
平 日8:00～21:00 土・日・祝日9:00～19:00	平 日8:00以前・21:00以降 土・日・祝日9:00以前・19:00以降
●ご入金 ●お引出し ●残高照会 ●通帳記入／繰越 ●振込／振替 ●暗証番号の変更 ●1日あたりのご利用限度額の引き下げ ●キャッシング (借入・返済・残高照会)	●お引出し ●残高照会 ●通帳記入／繰越 ●振替 ●暗証番号の変更 ●1日あたりのご利用限度額の引き下げ

※振込、他金融機関カード・クレジットカードご利用場合は、所定の手数料がかかります。

コンビニATM

セブン銀行ATM

全国で24時間ご利用OK

お取引	ご入金・お引出し・残高照会
取扱時間	0:00～24:00
手数料無料時間	平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00

※日曜日22:00～月曜日8:00、第1・3金曜日23:50～土曜日0:10(ただし、金曜日が祝日の場合は木曜日23:50～金曜日0:10)及び第1・3金曜日に続く月曜日が祝日又は振替休日の場合は月曜日23:50～火曜日0:10の間はご利用いただけません。

※上記の手数料無料時間以外、日・祝日・正月三が日、12月31日は108円がかかります。

ローソンATM

全国で365日ご利用OK

お取引	お引出し・残高照会
取扱時間	8:00～21:00
手数料無料時間	県内のみ 平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00

※県内でのお引き出しは、上記の手数料無料時間以外、日・祝日・正月三が日、12月31日は108円がかかります。

※県外でのお引き出しは、時間により108円又は216円がかかります。

貸金庫

365日営業 全自動貸金庫 **～災害・盗難に安心～**

ご利用料金(消費税込)

	大きさ(深さ×幅×奥行)	ご利用料金(年間)
大	10×26×35cm	21,600円
小	6×26×35cm	10,800円

※大きさは店舗により若干異なります。※平成28年4月1日からご利用料金を引き下げました。

ご利用時間
平日8:00～21:00 土・日・祝日9:00～19:00 ◎土・日・祝日もご利用いただけます。

365日営業店舗

☐本店営業部 ☐東支店 ☐古牧支店 ☐吉田支店 ☐飯山支店 ☐中野支店 ☐須坂支店
☐上田支店 ☐野沢支店 ☐安曇野支店 ☐諏訪支店 ☐茅野支店
 ■の店舗は、手のひら静脈認証のお取り扱い、車椅子でのご利用ができます。 ※本店営業部のご利用料金は別体系となります。

通常貸金庫 営業店舗	【営業時間】平日9:00～17:00の営業店舗 ☐ 高田支店 ☐ 戸倉支店 ☐ 立科支店 ☐ 松本支店 ☐ 城東支店 ☐ 松本南支店
	【営業時間】平日9:00～15:00の営業店舗 ☐ 松代支店 ☐ 若里支店 ☐ 中越支店 ☐ 中野西支店 ☐ 更北支店 ☐ 更埴支店 ☐ 神科支店 ☐ 丸子支店 ☐ 小諸支店 ☐ 上田原支店 ☐ 岩村田支店 ☐ 庄内支店 ☐ 穂高支店 ☐ 松本西支店 ☐ 村井支店 ☐ 下諏訪支店 ☐ 諏訪南支店 ☐ 宮川支店 ☐ 飯田支店 ☐ 鼎支店 ☐ 八幡支店

役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（平成28年6月24日現在）

理 事

理 事 長（代表理事）	黒 岩 清
専務理事（代表理事） （資金証券部長委嘱）	大 塚 寛
常務理事（代表理事） （国際業務支援部長委嘱）	土 屋 孝 二
常務理事（総合企画部長委嘱）	山 崎 茂 樹
常勤理事（審査部長委嘱）	越 川 豪
常勤理事（人事部長委嘱）	水 野 洋
常勤理事（総務部長委嘱）	林 智 成

常勤理事（営業統括部長兼個人部長委嘱）	中 澤 資 長
理 事	轟 一 太
理 事	矢 木 健 一

監 事

常勤監事	宮 坂 龍 也
監 事	北 川 哲 男
監 事（員外）	中 野 隆 夫

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事・監事3名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

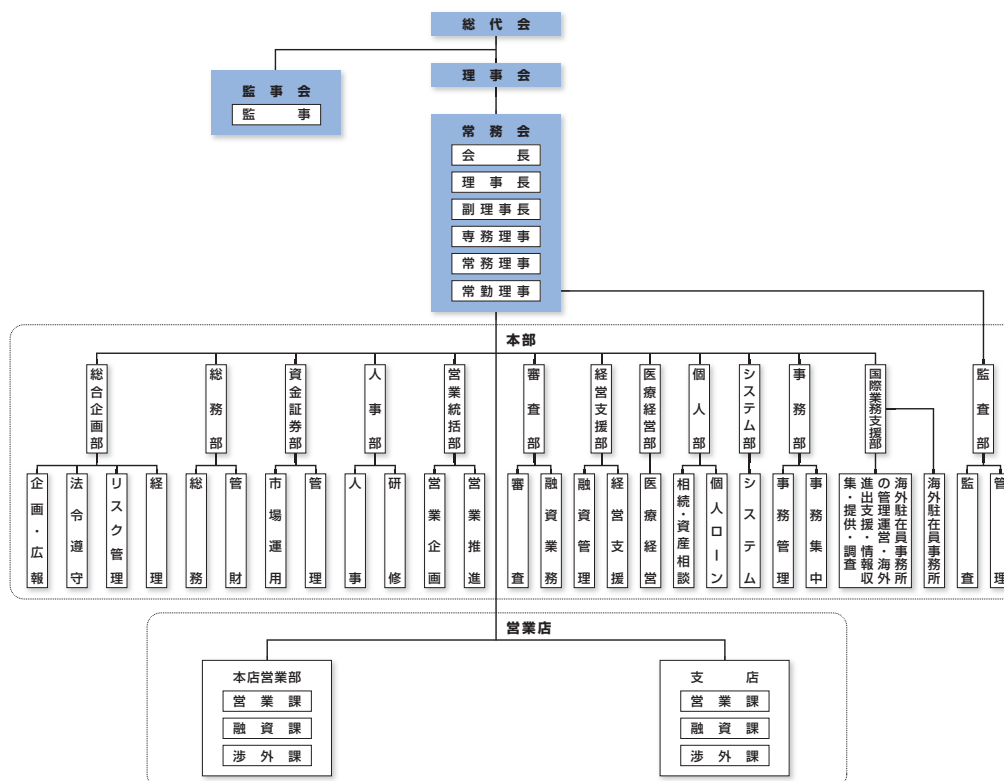
会計監査人の氏名又は名称

（平成28年6月24日現在）

有限責任監査法人トーマツ

事業の組織

（平成28年6月24日現在）



主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

- (1) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (2) 手形の割引
商業手形の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

5. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国為替取引（外国送金、外貨預金等）を行っております。

6. 附帯業務

- (1) 代理業務
ア. 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中

央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、全国信用協同組合連合会等の代理貸付業務

イ. 日本銀行の歳入復代理店業務

- (2) 国債等の引受け及び引受国債等の募集取扱業務
- (3) 債務の保証業務
- (4) 地方公共団体の公金取扱業務
- (5) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
- (6) 保護預り及び貸金庫業務
- (7) 両替業務
- (8) 有価証券の貸付
- (9) 金銭債権の取得又は譲渡
- (10) 投資信託の窓口販売
- (11) 保険商品の窓口販売
- (12) 共済商品の窓口販売
- (13) 確定拠出年金受付業務
- (14) 金融商品仲介業務
- (15) 電子債権記録業に係る業務

総代会

総代会の仕組みと機能

信用組合は、中小規模事業者及び勤労者等によって組織される協同組織による金融機関です。当組合は、組合員数が大変多いため、組合員の総意を適正に反映するため、総会に代えて総代会を設けています。

この総代会は、決算、定款等規約の変更及び役員の選任等重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代によって運営されます。

また、当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営努力に取り組んでおります。

総代の選考方法

●総代の任期・定数

総代の任期は2年です。

総代の定数は、100人以上110人以内で、組合員数に応じて各選挙区ごとに定められております。平成28年3月31日現在総代数は104人で、組合員数は132,578人です。

●総代の選考手続き

総代の選考手続きは、選挙区ごとに無記名・自署・1人1票（連記式）による組合員の選挙に基づき、選出されます。

総代会の決議事項等

平成28年6月24日長野市新田町の長野県信用組合本店において第62回通常総代会を開催し、次のとおり承認議決されました。

報告事項

第62期事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第62期剰余金処分案承認の件

第2号議案 第63期事業計画及び収支予算(案)審議の件

総代の氏名 (50音順:敬称略)

(平成28年6月24日現在)

選挙区(営業店)	定数	総代氏名	選挙区(営業店)	定数	総代氏名	選挙区(営業店)	定数	総代氏名
本店営業部	6	伊藤 隆三 ③	更埴支店	1	塚原 功 ①	松本支店	5	安保 充彦 ②
		酒井 正晃 ⑦	戸倉支店	2	小林 厚視 ①			小岩井 晶 ⑥
		竹内 宏行 ⑦			宮原 正 ⑮			萩野 右始 ⑦
		長野3号自動車(株) ⑥	坂城支店	4	大橋 房夫 ⑦			増田 道憲 ⑦
		夏目 潔 ⑦			栗林 邦夫 ⑦			望月 宗敬 ②
東支店	2	増子 清 ③			佐藤 洋子 ①	城東支店	2	腰原 実 ⑤
		市川 進一 ③			鈴木 雅視 ③			佐野 吉司 ⑫
		岩野 仁 ⑨	上田支店	5	石田 紘寿 ②	松本南支店	1	松岡 紀夫 ⑩
松代支店	3	飯島 政治 ⑭			北川 量三 ①	松本西支店	1	藤本 博史 ③
		小田切 健 ⑦			小泉 連夫 ⑫	塩尻支店	2	笠原 吉晴 ⑩
古牧支店	1	湯本 宜成 ⑦			斉藤 諄一 ⑦			島尻 忠治 ⑥
		若林 健史 ⑮	神科支店	1	宮下 勝久 ⑤	木曾支店	1	鈴木 勝博 ①
飯山支店	4	浦野 忠 ②			上原 進 ⑤	村井支店	1	太田 孝司 ①
		上村 力 ⑮	丸子支店	2	柳原 幸生 ③	岡谷支店	4	上條 重信 ⑭
		松澤 富英 ②			吉村 義憲 ⑭			高橋太喜彦 ⑤
		吉越 明人 ④	望月支店	2	市川 英雄 ③			宮坂 一正 ⑥
山ノ内支店	2	田中 篤 ⑧			黒柳 貞夫 ⑨			吉澤 正 ④
		友野 範夫 ④	小諸支店	2	金澤 平和 ①	諏訪支店	3	岩波 寿亮 ①
中野支店	4	藏谷 伸一 ③			前田 博志 ⑥			筒井 俊文 ①
		高木 和敏 ⑦	野沢支店	3	篠原 政和 ⑤	茅野支店	4	永田 弘幸 ⑤
		山口 俊夫 ④			藤井 淳夫 ⑦			清水 浩和 ⑭
		山田 公男 ⑧			望月 哲男 ⑥			田中 淳喜 ②
須坂支店	5	太田 哲郎 ④			古越 道夫 ②			田村 春夫 ⑭
		土屋 勅夫 ⑤	軽井沢支店	1	松澤 庄次 ⑩			増澤洋太郎 ⑨
		半谷 雅典 ④	上田原支店	1	六川 宏俊 ④	下諏訪支店	1	森田 政彦 ②
		牧 恵一郎 ②	岩村田支店	1	長岡 義明 ⑦	諏訪南支店	1	三枝 武春 ②
		和田 久男 ⑤	立科支店	1	後藤 昌弘 ⑤	伊那支店	1	宮原 友保 ⑦
篠ノ井支店	1	鳥羽 眞一 ②	庄内支店	1	小林 昇 ⑤	駒ヶ根支店	1	玉木 武春 ⑨
		竹原 一夫 ⑬	穂高支店	1	井内 猛男 ②	飯田支店	3	岩崎 愈 ⑦
吉田支店	1	矢木 健一 ⑧	大町支店	3	大塚 竹光 ②			馬場田 弘 ⑤
若里支店	1	垂沢 稔 ③			坂中 正男 ⑤			福澤 克己 ④
須坂南支店	1	佐藤 彰治 ④			小林 紀之 ⑩	鼎支店	1	伊佐治敏夫 ⑨
中越支店	1	永井美代作 ⑤			澤海 明人 ②	八幡支店	1	平沢 治司 ④
中野西支店	1	小川 雅道 ⑦	安曇野支店	4	中澤 渉 ⑤	宮川支店	1	伊藤 長治 ⑫
更北支店	1	村上 義徳 ⑩			八木 誠 ①	合 計		104人
高田支店	1							

(注)氏名の後ろの数字は、総代就任回数です。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	69	180
監事	13	20
合計	83	200

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事12名、監事5名です（退任役員を含む）。

注3. 上記以外に支払った使用人兼務役員4名の使用人分の報酬は、25百万円であります。

注4. 上記以外に支払った役員賞与金は、理事32百万円、監事3百万円であり、役員退職慰労金は、理事66百万円、監事2百万円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成27年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

資 料

継続企業の前提の重要な疑義

法定監査の状況

代表理事の確認

経理・経営内容 16

貸借対照表

損益計算書

剰余金処分計算書

主要な経営指標の推移

業務純益

組合員の推移

粗利益

受取利息及び支払利息の増減

総資産利益率

総資金利鞘等

預貸率及び預証率

資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高等

有価証券の時価等情報

金銭の信託

デリバティブ取引

経費の内訳

資金調達 21

預金種目別平均残高

定期預金金利区分別残高

預金者別預金残高

資金運用 21

貸出金担保の種類別残高・債務保証見返額

貸出金金利区分別残高

貸出金使途別残高

貸出金業種別残高及び構成比

貸出金種類別平均残高

消費者ローン・住宅ローン残高

有価証券の種類別平均残高

商品有価証券の種類別平均残高

有価証券の種類別・残存期間別残高

不良債権等の情報

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

自己資本の充実の状況等

自己資本の充実の状況等 24

自己資本調達手段の概要

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

証券化エクスポージャーに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

信用リスク削減手法に関する事項

出資等エクスポージャーに関する事項

金利リスクに関する事項

継続企業の前提の重要な疑義

該当ありません。

法定監査の状況

当組合は、有限責任監査法人トーマツより平成28年5月20日付で「協同組合による金融事業に関する法律」による監査証明を受けております。

代表理事の確認

私は、当組合の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度(第62期)の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成28年6月27日

長野県信用組合

理 事 長 黒 岩 清

経理・経営内容

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成27年3月期 (平成27年3月31日現在)	平成28年3月期 (平成28年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	10,577	10,284
預け金	29,090	37,540
有価証券	668,534	678,747
国債	366,146	323,323
地方債	4,558	4,973
社債	129,355	179,180
株式	5,638	4,531
その他の証券	162,836	166,738
貸出金	270,336	276,157
割引手形	5,292	4,706
手形貸付	24,269	22,583
証書貸付	209,241	218,107
当座貸越	31,533	30,760
その他資産	3,085	3,203
未決済為替貸	25	29
全信組連出資金	465	465
前払費用	0	0
未収収益	2,125	2,021
その他の資産	470	687
有形固定資産	15,744	15,666
建物	6,949	6,794
土地	7,463	7,508
建設仮勘定	135	111
その他の有形固定資産	1,196	1,251
無形固定資産	1,249	1,285
ソフトウェア	866	902
その他の無形固定資産	383	382
債務保証見返	564	676
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△3,714 (△3,006)	△4,064 (△3,413)
資産の部合計	995,468	1,019,499

(単位:百万円)

科 目	平成27年3月期 (平成27年3月31日現在)	平成28年3月期 (平成28年3月31日現在)
(負債の部)		
預金積金	890,699	914,549
当座預金	10,519	8,589
普通預金	206,957	211,022
貯蓄預金	468	458
通知預金	402	470
定期預金	670,405	690,446
定期積金	796	2,349
その他の預金	1,150	1,214
その他負債	3,150	3,383
未決済為替借	66	59
未払費用	774	769
給付補填備金	0	0
未払法人税等	1,938	1,790
前受収益	148	148
払戻未済金	5	0
資産除去債務	80	81
その他の負債	136	532
賞与引当金	316	394
役員賞与引当金	35	34
退職給付引当金	1,721	1,706
役員退職慰労引当金	47	41
睡眠預金払戻損失引当金	48	49
偶発損失引当金	56	97
繰延税金負債	11,752	10,499
債務保証	564	676
負債の部合計	908,394	931,434
(純資産の部)		
出資金	1,058	1,057
普通出資金	1,058	1,057
利益剰余金	50,534	54,871
利益準備金	1,063	1,058
その他利益剰余金	49,470	53,812
特別積立金	45,361	49,461
当期末処分剰余金	4,109	4,351
組合員勘定合計	51,592	55,928
その他有価証券評価差額金	35,481	32,136
評価・換算差額等合計	35,481	32,136
純資産の部合計	87,073	88,065
負債及び純資産の部合計	995,468	1,019,499

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成27年3月期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成28年3月期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
経常収益	18,890	18,652
資金運用収益	14,049	14,343
貸出金利息	5,542	5,480
預け金利息	50	54
有価証券利息配当金	8,434	8,786
その他の受入利息	22	21
役務取引等収益	491	475
受入為替手数料	210	214
その他の役務収益	280	261
その他業務収益	4,127	3,451
国債等債券売却益	4,078	3,415
その他の業務収益	48	36
その他経常収益	221	381
償却債権取立益	2	12
株式等売却益	143	320
その他の経常収益	76	48
経常費用	12,205	12,513
資金調達費用	957	982
預金利息	957	982
給付補填備金繰入額	0	0
役務取引等費用	879	918
支払為替手数料	81	82
その他の役務費用	798	836
その他業務費用	633	730
国債等債券売却損	630	728
その他の業務費用	2	2
経費	8,928	9,053
人件費	4,823	5,089
物件費	3,756	3,614
税金	348	348
その他経常費用	806	827
貸倒引当金繰入額	629	595
貸出金償却	3	—
株式等売却損	65	145
株式等償却	—	2
その他の経常費用	107	84
経常利益	6,684	6,139

(右上に続く)

(単位:百万円)

科 目	平成27年3月期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成28年3月期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
特別利益	—	16
固定資産処分益	—	16
特別損失	110	52
減損損失	110	52
税引前当期純利益	6,574	6,102
法人税、住民税及び事業税	2,083	1,827
法人税等調整額	270	△72
法人税等合計	2,353	1,754
当期純利益	4,220	4,347
繰越金(当期首残高)	4	4
会計方針の変更による累積的影響額	△115	/
会計方針の変更を反映した繰越金(当期首残高)	△110	/
当期末処分剰余金	4,109	4,351

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	平成27年3月期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成28年3月期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
当期末処分剰余金	4,109	4,351
利益準備金限度超過額取崩額	5	0
合計	4,114	4,352
剰余金処分額	4,110	4,350
出資に対する配当金	10	10
	(年1%の割合)	(年1%の割合)
特別積立金	4,100	4,340
繰越金(当期末残高)	4	1

経理・経営内容

貸借対照表（平成28年3月期）

注記事項

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他の有形固定資産	4年～8年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建の資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
すべての償権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると見込まれる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額を損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

 - 制度全体の積立状況に関する事項（平成27年3月31日現在）

年金資産の額	384,802 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	327,959 百万円
差引額	56,842 百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

3.976 %
 - 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高28,599百万円及び別途積立金85,442百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間17年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金82百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致いたしません。
 - 平成28年3月31日現在の退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△1,701 百万円
未認識数理計算上の差異	△4 百万円
退職給付引当金	△1,706 百万円
 - 平成27年度の退職給付費用の内訳

勤務費用	89 百万円
利息費用	8 百万円
数理計算上の差異償却額	△30 百万円
過去勤務債務の償却額	△2 百万円
厚生年金基金掛金	286 百万円
 - 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	0.5 %
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を引当てしております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 9百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 15,691 百万円
- 貸出金のうち、破綻先償権額は47百万円、延滞償権額は6,995百万円であります。
なお、破綻先償権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞償権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先償権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち3カ月以上延滞償権額は該当ありません。
なお、3カ月以上延滞償権とは、元本又は利息の支払いが約定返済日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先償権及び延滞償権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち貸出条件緩和償権額は489百万円であります。
なお、貸出条件緩和償権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先償権、延滞償権及び3カ月以上延滞償権に該当しないものであります。
- 破綻先償権額、延滞償権額、3カ月以上延滞償権額及び貸出条件緩和償権額の合計額は7,532百万円であります。
なお、上記16. から19. に掲げた償権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,706百万円であります。
- 担保に提供している資産は次のとおりであります。
公金取引、日本銀行歳入復代理店取引、為替決済、手形交換所保証、全国信用組合保障基金、当座借越担保、受入のために預け金16,513百万円及びその他の資産1百万円を担保提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は83,260円62銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金及び有価証券であります。また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、流動性リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスク管理要綱に従い、与信について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び総合企画部によって行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、資金証券部において、信用付業者の格付・信用情報及び時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理

当組合は、ALMによって金利及び為替リスクを含む価格の変動リスクを管理しております。リスク管理規程及び市場リスク管理要綱において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理方針に基づき、常務会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会等の監督の下、預け金有価証券等運用規程、市場運用資金計画等に準拠して行われております。

市場運用商品の購入等を行う資金証券部では、投資限度額を遵守し、事前審査を行うほか、継続的なモニタリングを通して金利及び価格変動リスクのコントロールに努めております。

日常的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間及び価格変動リスクを総合的に把握し、バリュエーション・アット・リスク分析等（以下「VaR分析」という）によりモニタリングを行い、ポジション枠及びリスク・リミットの遵守状況等を、ALM委員会を通じて月次ペースで常務会に報告しております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスク並びに価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、以下のとおり定量的な分析を行っております。

 - (i) 有価証券

当組合では、「有価証券」のうち、債券、外国証券、株式の市場リスク量をVaR分析により月次で計測し、リスク量がリスク限度枠の範囲内となるように管理しております。

当組合のVaR分析は、金利（債券）は分散共分散法、為替（外国証券）はモンテカルロ法、株式はTOPIXによるモンテカルロ法によりベータ値で算出しており、いずれも保有期間60営業日、信頼水準99%（信頼区間2.33σ）、観測期間250日で算出しております。平成28年3月31日（当事業年度の決算日）現在で相関を考慮した当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、22,800百万円であります。

なお、当組合では、計測した市場リスクの保有期間60日のリスク量と、実際の為替・株値・金利変動を反映させた保有期間60日の期間損益を比較し、リスク計測モデルの信頼性を検証するバック・テストを実施しております。具体的には、為替・株式・債券の期間損益を合計して有価証券ポートフォリオの期間損益とし、有価証券ポートフォリオの期間損益が、検証対象月の前月末現在で算出した市場リスクのVaRに収まっているか等を確認しておりますが、平成27年度に関して実施したバック・テストの結果、有価証券ポートフォリオの実際の損失がVaRを超えた回数は0回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - (ii) 有価証券以外の金融商品

当組合では、有価証券を除く「預け金」「貸出金」及び「預金積金」について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合、預け金は28百万円、貸出金は535百万円、預金積金は939百万円、それぞれ時価が減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して中長期的な資金管理を行うほか、短期的には資金繰り状況を把握して流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（注2）参照）

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	10,284	10,284	—
(2) 預け金	37,540	37,568	27
(3) 有価証券	678,543	693,845	15,301
満期保有目的の債券	102,389	117,690	15,301
その他の有価証券	576,154	576,154	—
(4) 貸出金（※1）	276,157		
貸倒引当金	△4,064		
	272,093	274,387	2,293
金融資産計	998,463	1,016,086	17,623
(1) 預金積金	914,549	915,201	651
金融負債計	914,549	915,201	651

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金

現金については、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25. から28. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて、時価を算定しております。なお、返済期間が短期のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算出しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	146
組合出資金（※2）	57
合計	204

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

（※2）当事業年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金のうち、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（※1）	28,540	9,000	—	—
有価証券	—	5,102	78,896	18,389
満期保有目的の債券	—	137,120	241,489	155,703
その他の有価証券のうち満期があるもの	37,455	89,309	49,799	30,451
貸出金（※2）	68,863	89,309	49,799	30,451
合計	134,860	240,533	370,186	204,544

（※1）預け金のうち、期間の定めのないものは1年以内に含めております。

（※2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※1）	737,088	177,461	—	—
合計	737,088	177,461	—	—

（※1）預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
国債	102,389百万円	117,690百万円	15,301百万円
小計	102,389	117,690	15,301
合計	102,389	117,690	15,301

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	3,417百万円	1,804百万円	1,612百万円
債券	352,146	331,107	21,039
国債	188,595	171,581	17,014
地方債	4,973	4,780	193
社債	158,577	154,745	3,832
その他	140,883	117,980	22,902
小計	496,447	450,892	45,555

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	967百万円	1,056百万円	△88百万円
債券	52,942	53,665	△722
国債	32,339	32,570	△231
社債	20,602	21,094	△491
その他	25,797	26,261	△463
小計	79,707	80,982	△1,274
合計	576,154	531,874	44,280

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

なお、上記の差額から繰延税金負債12,143百万円を差し引いた額32,136百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、当該有価証券の期末日時価が取得原価又は償却原価の50%以下下落した場合は、その下回り相当分を減損処理することとしております。また、個々の銘柄の当事業年度末における時価が取得原価に比べて30%程度以下下落した場合は、回復可能性の判定の対象とし、減損処理の要否を判断することとしております。

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損	
	203,580百万円	3,735百万円	869百万円	
その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	37,455百万円	120,572百万円	229,068百万円	120,381百万円
国債	11,007	52,358	139,577	120,381
地方債	—	3,420	1,553	—
社債	26,448	64,794	87,937	—
その他	—	21,650	91,318	53,712
合計	37,455	142,223	320,386	174,093

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメント契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、89,030百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが53,688百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額を減額することができ旨の条件が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	833 百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	107
退職給付引当金損金算入限度額超過額	470
減価償却費損金算入限度額超過額	488
減損損失否認	169
有価証券償却損金不算入額	119
その他	265
繰延税金資産小計	2,455
評価性引当額	△806
繰延税金資産合計	1,648
繰延税金負債	
資産除去債務	5
その他有価証券評価差額金	12,143
繰延税金負債合計	12,148
繰延税金負債の純額	10,499 百万円

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については27.3%に、平成30年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については27.6%となります。その結果、繰延税金負債は119百万円増加、法人税等調整額は12百万円増加し、その他有価証券評価差額金は131百万円減少しております。

損益計算書（平成28年3月期）

注記事項

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純利益 4,108円94銭
- 当組合は、事業用店舗、遊休資産等の固定資産について、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額52百万円(土地0百万円、建物45百万円、その他の有形固定資産5百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)			
場所	主な用途	種類	減損損失
長野県内	事業用店舗等	3か所 土地、建物、その他	52
	遊休資産	1か所 土地	0
合計			52

当組合は、事業用店舗については、原則として支店をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各資産をグルーピングの単位としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としており、正味売却価額は、路線価に基づき算出しております。

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
利					
益					
常					
収					
益	19,140	18,290	16,535	18,890	18,652
常					
利	3,432	3,804	4,649	6,684	6,139
益					
当					
期					
純	2,149	2,636	3,066	4,220	4,347
利					
益					
預					
金					
積	831,727	846,382	867,840	890,699	914,549
金					
残					
高	257,465	254,739	264,676	270,336	276,157
貸					
出					
金					
残					
高	561,127	596,543	608,117	668,534	678,747
有					
価					
証					
券					
残					
高					
総					
資	878,153	906,501	929,541	995,468	1,019,499
産					
額					
純					
資	41,316	53,470	55,489	87,073	88,065
産					
額					
単					
体					
自					
己					
資	15.78%	17.89%	18.13%	20.44%	19.37%
本					
比					
率					
出					
資	1,064	1,063	1,063	1,058	1,057
総					
額					
出					
資	1,064,286口	1,063,889口	1,063,247口	1,058,086口	1,057,708口
総					
口					
数					
出					
資	10	10	10	10	10
対					
す					
る					
配					
当					
金					
職					
員	670人	662人	652人	651人	680人
数					

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 職員数には、アルバイト、パート及び被出向の職員は含んでおりません。
3. 単体自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。
4. 平成26年3月期及び平成27年3月期並びに平成28年3月期の単体自己資本比率は、パーゼルⅢ国内基準(平成18年金融庁告示第22号の一部改正)により算出してあります。

業務純益

(単位:百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期
業務純益	7,180	6,643

組合員の推移

(単位:人)

	平成27年3月期	平成28年3月期
個人	120,469	120,342
法人	12,148	12,236
合計	132,617	132,578

粗利益

(単位:百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期
資金運用収益	14,049	14,343
資金調達費用	957	982
資金運用収支	13,091	13,360
役務取引等収益	491	475
役務取引等費用	879	918
役務取引等収支	△388	△443
その他業務収益	4,127	3,451
その他業務費用	633	730
その他業務収支	3,493	2,720
業務粗利益	16,197	15,638
業務粗利益率	1.78%	1.67%

- (注) 1. 資金調達費用のうち、金銭の信託運用見合費用は平成27年3月期及び平成28年3月期とも該当ありません。
2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期
受取利息の増減	1,466	293
支払利息の増減	△48	24

資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、%)

	平成27年3月期			平成28年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	906,068	14,049	1.55	932,957	14,343	1.53
うち貸出金	260,864	5,542	2.12	267,271	5,480	2.05
うち預け金	28,739	50	0.17	45,398	54	0.11
うち有価証券	615,999	8,434	1.36	619,822	8,786	1.41
資金調達勘定	875,309	957	0.10	896,482	982	0.10
うち預金積金	875,309	957	0.10	896,482	982	0.10
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成27年3月期109百万円、平成28年3月期99百万円)を控除して表示しております。
2. 資金調達勘定のうち、金銭の信託運用見合額は、平成27年3月期及び平成28年3月期とも該当ありません。

総資産利益率

(単位:%)

	平成27年3月期	平成28年3月期
総資産経常利益率	0.71	0.63
総資産当期純利益率	0.45	0.45

- (注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

	平成27年3月期	平成28年3月期
資金運用利回 (a)	1.55	1.53
資金調達原価率 (b)	1.12	1.11
資金利鞘 (a-b)	0.43	0.42

預貸率及び預証率

(単位:%)

	平成27年3月期	平成28年3月期
預貸率	(期末)	30.35
	(期中平均)	29.80
預証率	(期末)	75.05
	(期中平均)	70.37

経費の内訳

(単位:百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期
人件費	4,823	5,089
報酬給料手当	3,878	3,997
賞与引当金純繰入額	13	77
退職給付費用	351	351
社会保険料等	579	662
物件費	3,756	3,614
事務費	927	936
固定資産費	585	626
事業費	233	261
人事厚生費	73	74
預金保険料	585	360
その他	1,351	1,353
税金	348	348
経費合計	8,928	9,053

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	平成27年3月期			平成28年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	102,562	114,773	12,211	102,389	117,690	15,301
	合計	102,562	114,773	12,211	102,389	117,690	15,301

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格に基づいております。
2. 時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	平成27年3月期			平成28年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,032	3,029	2,002	3,417	1,804	1,612
	債券	376,777	363,108	13,668	352,146	331,107	21,039
	国債	253,595	242,659	10,935	188,595	171,581	17,014
	地方債	4,358	4,155	203	4,973	4,780	193
	社債	118,823	116,293	2,529	158,577	154,745	3,832
	その他	162,770	129,538	33,231	140,883	117,980	22,902
	小計	544,580	495,677	48,903	496,447	450,892	45,555
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	456	472	△16	967	1,056	△88
	債券	20,719	20,801	△82	52,942	53,665	△722
	国債	9,988	10,001	△12	32,339	32,570	△231
	地方債	199	200	0	—	—	—
	社債	10,531	10,599	△68	20,602	21,094	△491
	その他	—	—	—	25,797	26,261	△463
	小計	21,175	21,273	△98	79,707	80,982	△1,274
	合計	565,756	516,950	48,805	576,154	531,874	44,280

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「社債」には、政府保証債、金融債、事業債が含まれます。
3. 「その他」には、外国証券、投資信託が含まれます。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表には含めておりません。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

6. 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	平成27年3月期			平成28年3月期		
	売却価額	売却益	売却損	売却価額	売却益	売却損
その他有価証券	359,414	4,221	694	203,580	3,735	869

7. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式	149		146	
組合出資金	65		57	

金銭の信託

該当ありません。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	208,220	23.7	212,220	23.6
定期性預金	666,354	76.1	683,524	76.2
その他の預金	734	0.0	736	0.0
合計	875,309	100.0	896,482	100.0

(注) 「その他の預金」は別段預金、納税準備預金の合計です。

定期預金金利区分別残高

(単位:百万円、%)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	668,314	99.6	688,573	99.7
変動金利	2,091	0.3	1,872	0.2
合計	670,405	100.0	690,446	100.0

資金運用

貸出金利区分別残高

(単位:百万円、%)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	118,653	43.8	114,497	41.4
変動金利	151,682	56.1	161,660	58.5
合計	270,336	100.0	276,157	100.0

デリバティブ取引

(協金法施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引)

該当ありません。

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人預金	693,573	77.8	696,571	76.1
法人預金	197,126	22.1	217,977	23.8
一般法人	138,414	15.5	154,009	16.8
金融機関	2,550	0.2	2,481	0.2
公金	56,160	6.3	61,486	6.7
合計	890,699	100.0	914,549	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	173,008	63.9	173,087	62.6
設備資金	97,327	36.0	103,070	37.3
合計	270,336	100.0	276,157	100.0

資金運用

貸出金担保の種類別残高・債務保証見返額

(単位:百万円、%)

	貸出金残高				債務保証見返額			
	平成27年3月期		平成28年3月期		平成27年3月期		平成28年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	17,734	6.5	16,762	6.0	169	30.0	319	47.1
有価証券	82	0.0	84	0.0	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産	59,116	21.8	58,417	21.1	138	24.5	106	15.7
その他	5,198	1.9	4,615	1.6	—	—	—	—
小計	82,132	30.3	79,879	28.9	308	54.5	425	62.8
信用保証協会・信用保険	51,075	18.8	49,774	18.0	27	4.7	25	3.8
保証	95,596	35.3	100,338	36.3	229	40.6	225	33.2
信用	41,531	15.3	46,165	16.7	—	—	—	—
合計	270,336	100.0	276,157	100.0	564	100.0	676	100.0

貸出金業種別残高及び構成比

(単位:百万円、%)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	36,238	13.4	37,849	13.7
農業、林業	1,153	0.4	1,186	0.4
漁業	13	0.0	13	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	65	0.0	59	0.0
建設業	26,071	9.6	25,929	9.3
電気・ガス・熱供給・水道業	489	0.1	504	0.1
情報通信業	1,251	0.4	1,044	0.3
運輸業、郵便業	3,787	1.4	4,250	1.5
卸売業、小売業	25,308	9.3	24,704	8.9
金融業、保険業	192	0.0	193	0.0
不動産業	16,895	6.2	18,416	6.6
物品賃貸業	279	0.1	271	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	4,206	1.5	4,387	1.5
宿泊業	2,820	1.0	2,750	0.9
飲食業	5,223	1.9	5,073	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	2,876	1.0	3,470	1.2
教育、学習支援業	384	0.1	621	0.2
医療、福祉	23,221	8.5	24,765	8.9
その他のサービス	8,350	3.0	7,569	2.7
その他の産業	194	0.0	180	0.0
小計	159,022	58.8	163,243	59.1
地方公共団体	38,817	14.3	40,551	14.6
個人(住宅・消費・納税資金等)	72,496	26.8	72,362	26.2
合計	270,336	100.0	276,157	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	5,209	1.9	4,833	1.8
手形貸付	22,775	8.7	22,921	8.5
証書貸付	204,709	78.4	212,309	79.4
当座貸越	28,170	10.7	27,206	10.1
合計	260,864	100.0	267,271	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	18,561	29.7	19,649	30.8
住宅ローン	43,933	70.2	44,144	69.1
合計	62,495	100.0	63,794	100.0

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	365,010	59.2	320,012	51.6
地方債	4,356	0.7	4,833	0.7
社債	132,429	21.4	152,632	24.6
株式	3,515	0.5	3,397	0.5
その他	110,686	17.9	138,946	22.4
合計	615,999	100.0	619,822	100.0

(注) 1. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。
2. 「その他」には、外国証券、投資信託、組合出資金が含まれます。

商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

	平成27年3月期						平成28年3月期					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	56,013	49,357	159,915	100,859	—	366,146	11,007	52,358	139,577	120,381	—	323,323
地方債	—	3,656	901	—	—	4,558	—	3,420	1,553	—	—	4,973
社債	8,733	53,033	67,588	—	—	129,355	26,448	64,794	87,937	—	—	179,180
株式	—	—	—	—	5,638	5,638	—	—	—	—	4,531	4,531
その他	—	3,819	92,803	65,723	489	162,836	—	21,650	91,318	53,712	57	166,738
「うち外国証券」	—	3,819	92,803	65,723	—	162,346	—	21,650	91,318	53,712	—	166,681
合計	64,746	109,867	321,209	166,583	6,127	668,534	37,455	142,223	320,386	174,093	4,588	678,747

(注) 1. 「社債」には、政府保証債、金融債、事業債が含まれます。
2. 「その他」には、外国証券、投資信託、組合出資金が含まれます。

不良債権等の情報

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分			残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 {(B+C)/A×100}
破綻先債権	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	8 (0.00)	3	4	100.00
			3 (0.00)	3	—	100.00
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	47 (0.01)	10	36	100.00
延滞債権	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	6,722 (2.48)	3,400	2,983	94.95
			5,336 (1.98)	3,400	1,597	93.64
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	6,995 (2.53)	3,194	3,359	93.67
3か月以上延滞債権	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	— (—)	—	—	—
			— (—)	—	—	—
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	— (—)	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	527 (0.19)	313	56	70.24
			527 (0.19)	313	56	70.24
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	489 (0.17)	299	67	75.11
合計	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	7,258 (2.68)	3,717	3,044	93.16
			5,868 (2.18)	3,717	1,654	91.54
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	7,532 (2.72)	3,504	3,463	92.51
			5,799 (2.11)	3,504	1,730	90.27

残高()内は、貸出金残高に占める比率

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分			残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D=B+C)	保全率 (D/A×100)	貸倒引当金引当率 {C/(A-B)×100}
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	3,093(1.14)	1,443	1,650	3,093	100.00	100.00
			1,695(0.62)	1,443	252	1,695	100.00	100.00
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	3,536(1.27)	1,555	1,980	3,536	100.00	100.00
危険債権	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	1,796(0.65)	1,555	240	1,796	100.00	100.00
			3,657(1.34)	1,973	1,344	3,318	90.72	79.85
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	3,657(1.35)	1,973	1,344	3,318	90.72	79.85
要管理債権	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	3,526(1.27)	1,662	1,422	3,084	87.46	76.28
			3,526(1.28)	1,662	1,422	3,084	87.46	76.28
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	527(0.19)	313	56	370	70.24	26.62
不良債権合計	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	527(0.19)	313	56	370	70.24	26.62
			489(0.17)	299	67	367	75.11	35.72
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	489(0.17)	299	67	367	75.11	35.72
正常債権	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	7,279(2.68)	3,730	3,052	6,783	93.18	86.01
			5,881(2.18)	3,730	1,654	5,384	91.56	76.92
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	7,552(2.72)	3,517	3,470	6,988	92.53	86.02
合計	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	5,812(2.11)	3,517	1,730	5,248	90.29	75.42
			263,830					
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	263,830					
合計	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	269,486					
			269,486					
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	271,109					
合計	平成27年3月期	部分直接償却を実施した場合	269,711					
			277,039					
	平成28年3月期	部分直接償却を実施した場合	275,299					

残高()内は、総与信残高に占める比率

○部分直接償却について

当組合は、部分直接償却を実施しておりません。部分直接償却を実施した場合は、表記のとおりとなります。

部分直接償却とは、自己査定により回収不可能又は無価値と判定された担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額(IV分類債権額)を取立不能見込額として、債権額から直接減額することです。

自己資本の充実の状況等

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本の額の主な内訳は、当組合自身が積み立てている利益剰余金のほか、組合員の皆さまからの出資金、一般貸倒引当金などです。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積み上げにより自己資本を充実させてまいりましたが、平成28年3月期は、当期純利益43億47百万円の積み上げにより自己資本は更に充実しました。

自己資本比率に関しては、過去最高益の計上により自己資本額の増加は図られたものの、貸出金残高等の増加に伴いリスクアセットが増加したため、前期比1.07ポイント減少の19.37%となりました。しかしながら、当組合の自己資本比率は、国内基準の4%はもとより、国際基準の8%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性は十分確保できているものと認識しております。引き続き、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる経営戦略に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益により内部留保として積み上げていくことを当組合の基本方針としてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	平成27年3月期 経過措置による不算入額		平成28年3月期 経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	51,581		55,918	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,058		1,057	
うち、利益剰余金の額	50,534		54,871	
うち、外部流出予定額(△)	10		10	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	730		675	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	730		675	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	52,311		56,593	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	182	728	372	558
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	182	728	372	558
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	182		372	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	52,129		56,220	

(前ページより続く)

リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額		230,545		265,449
資産(オン・バランス)項目		230,264		265,214
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		728		558
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)		728		558
うち、繰延税金資産		—		—
うち、前払年金費用		—		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—		—
うち、上記以外に該当するものの額		—		—
オフ・バランス取引等項目		281		235
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		24,405		24,752
信用リスク・アセット調整額		—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		254,951		290,202
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (二))		20.44%		19.37%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。
なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

		平成27年3月期		平成28年3月期	
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
ポートフォリオごとのエクスポージャーの額	(Ⅰ)ソブリン向け	—	—	—	—
	(Ⅱ)金融機関向け	6,625	265	10,696	427
	(Ⅲ)法人等向け	120,558	4,822	149,410	5,976
	(Ⅳ)中小企業等・個人向け	52,318	2,092	53,889	2,155
	(Ⅴ)抵当権付住宅ローン	5,295	211	5,240	209
	(Ⅵ)不動産取得等事業向け	9,397	375	10,297	411
	(Ⅶ)三月以上延滞等	126	5	89	3
	(Ⅷ)取立未済手形	5	0	5	0
	(Ⅸ)信用保証協会等による保証付	3,066	122	3,299	131
	(Ⅹ)出資等	4,036	161	3,015	120
	出資等のエクスポージャー	4,036	161	3,015	120
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	(Ⅺ)他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
	(Ⅻ)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	465	18	465	18
	(Ⅼ)上記以外	28,650	1,146	28,753	1,150
小計		230,545	9,221	265,163	10,606
証券化エクスポージャー		—	—	—	—
ア.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計		230,545	9,221	265,163	10,606
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	728	29	728	29
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
	うち、CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
イ.オペレーショナル・リスク		24,405	976	24,752	990
ウ.単体総所要自己資本額(ア+イ)		254,951	10,198	289,915	11,596

- (注) 1. 当組合は、信用リスク・アセットの算出に標準的手法を採用しております。
2. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)及びオフ・バランス取引並びに派生商品取引の与信相当額です。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
5. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
6. 「上記以外」には、土地・建物、繰延税金資産、貸出金の残高が1億円を超える個人及び法人の代表者とその家族等の信用リスク・アセットを含みます。
7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

○オペレーショナル・リスクについて

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

バーゼル銀行監督委員会では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係るリスク」と定義しております。当組合では、オペレーショナル・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと認識しております。

リスクの計測に関しては、当面基礎的手法を採用することとします。

また、オペレーショナル・リスクに関しては、他のリスクとともに、定期的及び必要に応じて常務会及び理事会に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

自己資本の充実の状況等

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高														三月以上 延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		株式				その他					
		平成27年3月期	平成28年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
製造業		78,907	91,235	36,270	37,862	40,781	51,790	—	—	1,856	1,583	—	—	—	—	—	56
農業、林業		1,230	1,263	1,156	1,189	—	—	—	—	74	74	—	—	—	—	—	7
漁業		13	13	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		65	59	65	59	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		33,348	34,259	26,238	26,152	7,108	8,105	—	—	2	2	—	—	—	—	52	37
電気・ガス・熱供給・水道業		20,232	30,254	501	512	19,665	29,707	—	—	64	35	—	—	—	—	—	—
情報通信業		7,809	6,728	1,252	1,044	6,325	5,552	—	—	231	131	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業		17,257	20,589	3,821	4,283	13,436	16,305	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業		38,130	41,109	25,338	24,730	12,332	16,059	—	—	458	320	—	—	—	—	20	—
金融業、保険業		47,349	73,845	192	194	16,723	34,833	—	—	819	753	—	—	29,613	38,063	—	—
不動産業		26,277	30,089	16,905	18,454	9,303	11,606	—	—	67	29	—	—	—	—	216	—
物品賃貸業		279	271	279	271	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		4,282	4,463	4,208	4,390	—	—	—	—	73	73	—	—	—	—	8	—
宿泊業		2,820	2,751	2,820	2,751	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業		5,238	5,086	5,238	5,086	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—
生活関連サービス業、娯楽業		3,278	3,872	2,877	3,472	400	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		385	621	385	621	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		23,247	24,788	23,247	24,788	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス		8,470	8,373	8,468	7,669	—	701	—	—	2	2	—	—	—	—	16	0
国・地方公共団体等		530,288	498,799	38,840	40,572	361,321	313,056	130,126	145,169	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		72,622	72,486	72,622	72,486	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	263	217
その他		29,395	29,476	251	224	—	—	—	—	377	—	—	—	28,766	29,252	—	—
業種別合計		950,930	980,440	270,996	276,828	487,399	488,119	130,126	145,169	4,028	3,007	—	—	58,380	67,316	586	318
1年以下		114,533	82,638	49,783	45,254	64,749	37,384	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下		73,292	71,869	17,686	22,186	55,605	46,946	—	2,736	—	—	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下		95,056	128,741	42,828	40,400	49,491	72,434	2,736	15,907	—	—	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下		122,321	150,503	26,340	30,696	69,752	102,883	26,228	16,923	—	—	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下		244,586	228,769	39,631	40,329	154,820	122,915	50,134	65,524	—	—	—	—	—	—	—	—
10年超		207,086	216,742	63,080	67,109	92,979	105,554	51,026	44,077	—	—	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの		94,054	101,174	31,645	30,850	—	—	—	—	4,028	3,007	—	—	58,380	67,316	—	—
残存期間別合計		950,930	980,440	270,996	276,828	487,399	488,119	130,126	145,169	4,028	3,007	—	—	58,380	67,316	—	—

- (注) 1. デリバティブ取引はありません。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産等です。
4. 残存期間別の「期間の定めのないもの」は、期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、期間の定めのないもののほか、現金、固定資産等です。
5. 信用リスクエクスポージャー期末残高の「その他」は、固定資産、預け金等の資産です。
6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、債券、株式以外に「地域別」の区分を省略しております。
7. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
8. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成27年3月期		平成28年3月期	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	708	88	650	△ 57
個別貸倒引当金	3,006	224	3,413	407
合計	3,714	312	4,064	349

- (注) 1. 一般貸倒引当金は、次のとおり計上しております。
- 自己査定による正常先・要注先（除く要管理先）につきましては、過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の1年分、要管理先については過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の3年分を引当てております。
2. 個別貸倒引当金は、次のとおり計上しております。
- (1) 自己査定による破綻先及び実質破綻先につきましては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」といいます。）を引当てております。
- (2) 自己査定による破綻懸念先につきましては、非保全額に対して過去の貸倒実績率に基づき、予想損失額の3年分を引当てております。なお、貸倒実績率は、非保全額を上回る毀損額が発生した場合には、毀損額全額を算定の根拠としております。
- また、非保全額が5千万円以上となる債務者につきましては、非保全額からキャッシュ・フローによる回収見込額を控除した残額を引当てております。
3. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金」に係る引当は行っておりません。
4. 貸倒引当金については、監査法人の監査を受けるなど、適切な計上に努めております。
5. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金又は個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は、上記残高に含めておりません。

3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

	個別貸倒引当金			貸出金償却	
	平成27年3月期	平成28年3月期	当期増減	平成27年3月期	平成28年3月期
製造業	443	894	450	2	—
農業、林業	3	8	5	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	360	381	20	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	187	220	33	—	—
卸売業、小売業	139	117	△ 21	—	—
金融業、保険業	4	3	△ 0	—	—
不動産業	586	396	△ 190	0	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	64	56	△ 7	—	—
宿泊業	241	279	37	—	—
飲食業	106	94	△ 11	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	34	38	3	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療、福祉	29	86	56	—	—
その他のサービス	63	51	△ 12	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	731	775	43	0	—
その他	10	10	△ 0	—	—
合計	3,006	3,413	407	3	—

(注) 1. 「その他」は、当組合が保有するゴルフ会員権に対する個別貸倒引当金です。
 2. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○信用リスク管理の方針及び手続の概要について

32頁に掲載の「信用リスク」及び「市場リスク」を参照願います。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、信用リスク管理の基本的な方針や手続等を明示した「リスク管理方針」に則った「信用リスク管理要綱」及び「市場リスク管理要綱」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促しております。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関について

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の2つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・(株)格付投資情報センター (R&I) ・(株)日本格付研究所 (JCR)

証券化エクスポージャーに関する事項

1. オリジネーターの場合

(1) 原資産の合計額等 (単位:百万円)

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型商品化取引	
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
法人等向けローン	—	—	—	1,313

(2) 3か月以上延滞エクスポージャーの額等

(原資産を構成するエクスポージャーに限る)

該当ありません。

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当ありません。

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 (単位:百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期
当期に証券化取引を行った	—	1,313
エクスポージャーの額 法人等向けローン	—	1,313

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(a) 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期
証券化エクスポージャーの額	—	30
法人等向けローン	—	30

(b) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

2. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成27年3月期		平成28年3月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	578,075	—	540,824
10%	—	39,929	—	42,030
20%	10,832	33,184	13,637	53,528
35%	—	13,591	—	13,621
50%	84,562	9,801	104,294	10,613
75%	—	62,822	—	64,318
100%	26,680	86,473	41,219	90,822
150%	—	29	—	19
250%	—	1,909	—	1,998
1250%	—	—	—	22
その他	—	3,040	—	3,486
自己資本控除	—	—	—	—
合計	122,074	828,856	159,151	821,288

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. その他は、個別貸倒引当金・偶発損失引当金を集計しております。
 4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(a) 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成27年3月期		平成28年3月期		平成27年3月期		平成28年3月期	
	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引	オンバラ ンス取引	オフバラ ンス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	30	—	—	—	30	—
法人等向けローン	—	—	30	—	—	—	30	—

(注) 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×8%

(b) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

(8) 1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

((7)参照)

(9) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当ありません。

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイト区分ごとの内訳

該当ありません。

自己資本の充実の状況等

○証券化エクスポージャーに関する事項について

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権等について、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化を図ることです。当組合は、地元中小企業の皆さまの資金調達方法の多様化に応じるため、オリジネーターとして日本政策金融公庫CLOを有しております。これが証券化エクスポージャーに該当します。

ただし、証券化本来の目的である保有資産の流動化とは性格の異なるものであり、取り上げ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法で管理しております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理は、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

・(株)格付投資情報センター (R&I) ・ムーディーズ ジャパン(株)

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合では、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要について

信用リスクの削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では融資の採り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から総合的に可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資採り上げ姿勢に努めております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。その手続については、当組合が定める「事務取扱規程」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自組合預金積金、保証として国、地方公共団体、適格信用格付業者が付与している格付により判定した優良保証会社の保証が挙げられます。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。この預金相殺についても、信用リスクの削減策の一つに挙げられており、その際には当組合が定める「事務取扱規程」や各種約定等に基づき法的に有効である旨を確認のうえ、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		平成27年3月期		平成28年3月期	
		適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		20,779	22,281	19,691	22,859
(Ⅰ)ソブリン向け		—	3,255	—	3,228
(Ⅱ)金融機関向け		—	—	—	—
(Ⅲ)法人等向け		3,244	—	3,137	208
(Ⅳ)中小企業等・個人向け		15,315	13,250	14,443	14,435
(Ⅴ)抵当権付住宅ローン		193	5,373	166	4,706
(Ⅵ)不動産取得等事業向け		802	25	969	28
(Ⅶ)三月以上延滞等		—	58	—	14
(Ⅷ)信用保証協会等による保証付		381	—	302	—
(Ⅸ)上記以外		842	317	672	238

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みます。

3. 「上記以外」には、貸出金の残高が1億円を超える、個人及び法人の代表者とその家族等を含みます。

出資等エクスポージャーに関する事項

1. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	平成27年3月期	3,879	5,912	2,032	2,049	16
	平成28年3月期	2,860	4,384	1,523	1,612	88
非上場株式等	平成27年3月期	687	687	—	—	—
	平成28年3月期	677	677	—	—	—
合計	平成27年3月期	4,567	6,600	2,032	2,049	16
	平成28年3月期	3,537	5,061	1,523	1,612	88

(注) 出資等エクスポージャーに該当する売買目的及び満期保有目的の有価証券はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

3. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額	売却益	売却損	株式等償却
出資等エクスポージャー	平成27年3月期	1,237	143	65	—
	平成28年3月期	1,929	320	145	—

○出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

出資等エクスポージャーとは、株式等エクスポージャー及び出資その他これに類するエクスポージャーのことであり、上場株式、非上場株式、出資金、組合出資金が該当します。

そのうち、上場株式にかかるリスクについては、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況について定期的にALM委員会に諮り、常務会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当組合が定める「決算経理基準」等に従い適正な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを指します。当組合においては、定期的に金利リスクを算定し、ALM委員会で協議検討をするとともに常務会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

現状においては、内部管理基準に基づく、金利リスクを含めた信用リスク、価格変動リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクは、そのリスク量合計が、自己資本の額から所要自己資本額（リスク・アセットの額×4%）を控除した範囲内に十分収まっていることを前提とするリスク・コントロールを行っております。また、金利リスクについては、収益確保のために一定のリスクを取りながら、これを適切にコントロールしていくべきものと認識しております。

1. アウトライヤー基準に基づく金利リスク

(1) リスク算定手法の概要

内容	定義
計測手法	現在価値分析手法 金利満期ラダーを使用し、将来発生するキャッシュフローを対象として、標準的な金利ショックを与えた場合の現在価値の変化額（経済価値の低下額）を金利リスクとして計測します。
計測対象	金利感応資産・負債 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅	99パーセンタイル値（保有期間1年、観測期間5年） 期間の区分ごとに1年前の営業日との金利変動幅を5年分集計し、昇順に並べ替えた数値の99パーセンタイル値にあたる金利変動幅を金利ショック幅としております。 期間区分：3か月から40年までの期間を40に区分
コア預金	対 象：流動性預金（当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・別段預金・納税準備預金） 算定方法：①過去5年間の最低残高 ②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額 以上3つのうち最小の金額を上限とした結果、平成28年3月期は③となりました。 満 期：5年以内（平均2.5年）
リスク計測の頻度	月次（前月末基準）

(2) 金利リスク（金利ショックに対する経済価値の低下額）

（単位：百万円）

	金利リスク（アウトライヤー基準）	
	平成27年3月期	平成28年3月期
金利ショックに対する経済価値の低下額 ^①	28,311	25,838

運用勘定			調達勘定		
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成27年3月期	平成28年3月期		平成27年3月期	平成28年3月期
貸出金	679	683	流動性預金	△ 284	△ 252
有価証券等	28,337	25,672	定期性預金	△ 424	△ 290
預け金	4	25			
運用勘定合計 ^②	29,021	26,381	調達勘定合計 ^③	△ 709	△ 542

$$\text{金利ショックに対する経済価値の低下額「金利リスク」}^{\text{④}} = \text{運用勘定の金利リスク量}^{\text{②}} + \text{調達勘定の金利リスク量}^{\text{③}}$$

(25,838百万円) (26,381百万円) (△542百万円)

金利リスクの自己資本の額に対する比率は、バーゼルⅢに基づく国内基準で45.95%となります。

なお、米国債の金利リスク算出に使用する市場金利について、平成28年1月から従来の金利スワップレートに代えて米国債利回りを採用しました。平成28年3月期の金利リスクを金利スワップレートにより算出した場合、27,773百万円となり、アウトライヤー比率は49.39%となります。

今後も当組合は、収益性を考慮しつつ金利リスクの軽減に努めるとともに、経営体力強化のために利益の積み上げによる自己資本の増強を図ります。

2. 内部管理基準に基づく金利リスク

(1) リスク算定手法の概要

当組合では、有価証券について以下により金利リスク（経済価値の最大損失額）を算出し、内部管理上使用しております。

内容	定義
計測手法	VaR分析（分散・共分散法）
計測対象	有価証券（債券）
観測期間等	観測期間 1年 保有期間 60日 信頼水準 99%
リスク計測の頻度	月次（前月末基準）

(2) 金利リスク（経済価値の最大損失額）

（単位：百万円）

		金利リスク（内部管理基準・VaR）	
		平成27年3月期	平成28年3月期
経済価値の最大損失額		25,698	30,367
通貨ごとの内訳	円	12,105	16,752
	米ドル	13,592	13,614
	ユーロ	—	—

CSRの取組み(法令等遵守体制)

企業の社会的責任（CSR）の取組みについて

当組合は、企業倫理にも表されているように「CSR」（CSR：Corporate Social Responsibility）を、お客さま・出資者・地域社会・環境といった当組合と関わりのあるさまざまな側面からの期待に応える取組みと考え、地域への円滑な資金供給や金融サービスの提供といった本業である金融業はもちろんのこと、リスク管理や法令等遵守等の内部管理態勢強化の取組みをはじめ、地域金融機関として地域社会に貢献するため、従来から多方面にわたり活動を行ってまいりました。

今後も、CSRへの取組みは、当組合にとって地域金融機関としての公共的使命であることを認識し、健全な業務運営を確保しつつ、地域経済、地域社会の発展に貢献してまいります。

法令等遵守体制について

金融機関の社会的責任と公共的使命に鑑み、健全な業務運営にはコンプライアンスを重視した透明性の高い経営が必要不可欠であると認識し、法令や社会的規範の遵守の徹底、企業倫理の確立に努めております。

○基本方針

法令等遵守（コンプライアンス）とは、法令や組合内の規則、社会規範等、一般的に求められるルールやモラルを遵守することです。

当組合は、自己責任原則に基づく健全経営に取り組む中で、自らの社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等遵守を経営の最重要課題のひとつとして捉えております。常に公正な職務を行い「信用」「信頼」の維持、向上に努め地域社会からの信頼をゆるぎないものにするため、法令等遵守体制を確立し、コンプライアンス重視の企業風土を職場内に醸成させることに努めております。

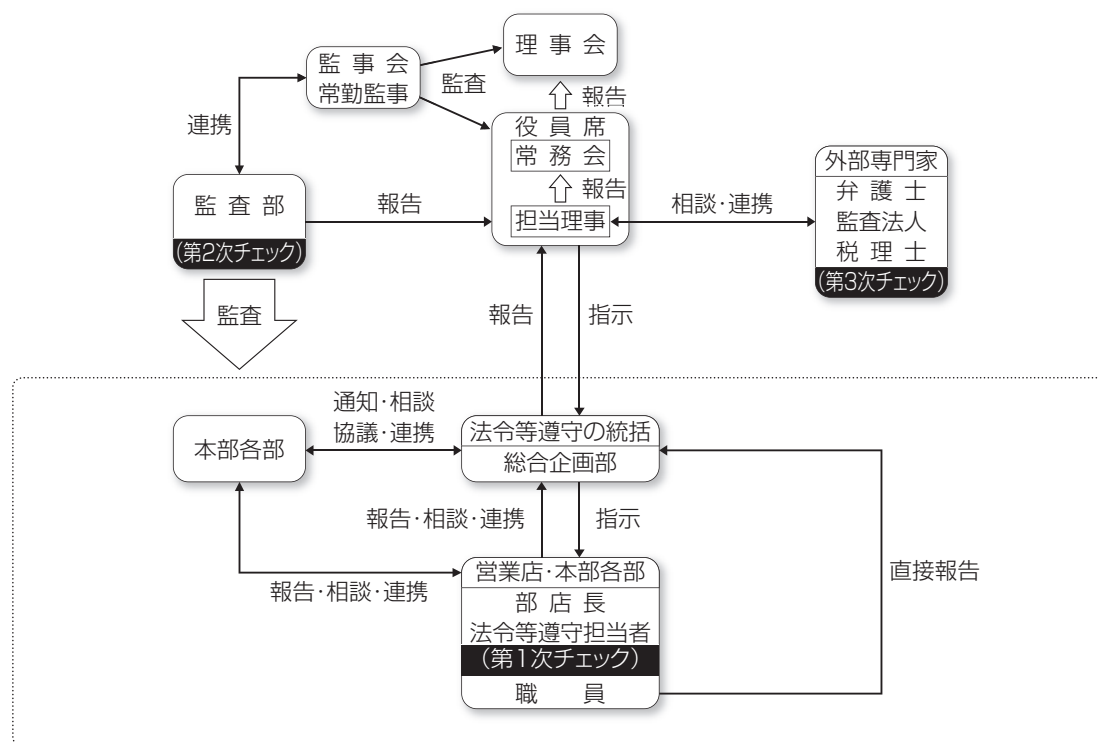
○運営体制

総合企画部を法令等遵守に関する統括部署に位置付けるとともに各部店に法令等遵守の管理監督を行う部店長と担当者を置き、法令等遵守方針・規程・基準等に基づきコンプライアンスを実践・管理しております。

また、必要に応じて常勤監事、会計監査人又は弁護士等から意見を求める体制を整えております。

業務を遂行するにあたっては、役職員全員に「諸規程集」及び「事務取扱規程集」を配布し、組合内の規程、権限、事務手続等を明確化するとともに、職務に応じた通信教育の実施及び業務内容に応じた研修会を開催し、さらに、人事制度の中でコンプライアンスの外部試験合格を義務化して、職員の知識・倫理の向上に努めております。

法令等遵守体制図



CSRの取組み(苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・環境保全活動)

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある店舗又は下記の窓口にお申し出ください。

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総務部

【受付日】月曜日～金曜日(当組合の休業日を除く)
【受付時間】午前9時～午後5時
TEL 026-233-5620

なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますので、店頭でお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：http://www.naganokenshin.jp/

証券業務に関する苦情は、当組合が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC)」でも受け付けています。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
(ADR FINMAC)

【受付時間】午前9時～午後5時(平日)
TEL 0120-64-5005

紛争解決措置

名称	TEL	受付日	受付時間
東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日・年末年始を除く)	午前9時30分～午前12時、午後1時～午後3時
第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日・年末年始を除く)	午前10時～午前12時、午後1時～午後4時
第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日・年末年始を除く)	午前9時30分～午前12時、午後1時～午後5時

上記各弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の長野県信用組合総務部又は下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

※平成28年6月末現在、長野県における協定弁護士会は現地調停のみの対応としています。

具体的な内容は、仲裁センター等にご照会ください。

一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

【受付日】月曜日～金曜日(祝日及び信用組合の休業日を除く)
【受付時間】午前9時～午後5時
TEL 03-3567-2456

証券業務に関する紛争は、当組合が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC)」でも受け付けています。

環境保全活動

○環境方針

長野県信用組合は、自然豊かな長野県の地域金融機関として、地球環境保全に配慮し、環境への負荷を軽減する活動を継続し、地域社会に貢献します。

1. 環境に関する情報等を公開し、環境保全活動の継続的改善を図ります。
2. 環境関連法・規則等を遵守します。
3. 以下について環境目的・目標を定め実施し、定期的に監視と見直しをすることで汚染の予防に努めます。
 - (1) 省資源、省エネルギー、廃棄物の削減
 - (2) 環境に配慮した物品の使用
 - (3) 環境配慮型金融商品の提供
 - (4) 役職員への環境教育による、地域社会に対する環境貢献

○認証／登録の取得から自己適合宣言へ

当組合は、平成14年3月5日に本店(本部及び本店営業部)がISO14001規格に適合しているとして、(株)トーマツ審査評価機構の認証／登録を受けました。

また、認証／登録期限を平成17年3月に迎えた際には、更新審査を受けず、規格との適合を自らの責任において自己決定し自己宣言(以下『自己適合宣言』という)いたしました。

その理由は、外部機関による認証／登録を受けてきた期間と同様に、環境方針の実現や環境目標を達成するための活動を継続するとともに仕組みの再構築を図り、なおかつ、引き続き内部監査機能の充実と職員の環境教育の徹底を図ることによって、十分にISO14001の規格に適合し、企業の社会的責任も果たせると判断したからです。



CSRの取組み(リスク管理体制)

リスク管理体制について

金融の国際化の進展や規制緩和により金融機関を取り巻く環境が大きく変化してきており、ビジネスチャンスが拡大する一方、金融機関が直面するリスクも急速に拡大、多様化してきております。

当組合では、経営の健全性と収益力の向上による財務体質の強化を図るべく「リスク管理態勢の充実」を経営の最重要課題のひとつと位置付け、更なるリスク管理体制の強化に努めております。

	内 容	管理方針
信用リスク	与信先の業況悪化等に伴い貸出等の返済などが契約どおりに行われず損失を被るリスク、又は資産の価値が減少・消失して損失を被るリスクをいいます。	与信リスク集中の排除とリスク対比リターンの極大化を狙いとした与信ポートフォリオ管理、厳正な審査に基づく個別与信管理を両輪として、リスクの所在やその規模を適切に把握するとともに、資産の健全性を維持し、不良債権の発生を未然に防ぐことによって収益力を向上させるべく努めております。また、安全性・成長性・公共性・収益性・流動性の原則に従い、貸出資産の健全化・良質化を維持し、取引先の健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行えるよう厳正な審査基準に基づく審査体制の強化、整備を図っております。 また、当組合では、信用格付制度を導入し、その格付結果に基づき厳格な自己査定を実施しております。
市場リスク	市場における金利、価格及び為替等の変動によって保有する資産が損失を被るリスク及び市場関連取引に付随する信用リスク等をいいます。	当組合は、内部構造分析における計量的測定資料を基に、ALM委員会において金利・為替・価格変動や収益状況を把握検討するとともに、適切なコントロールにより資産負債の総合的な管理を行っております。また、定期的及び必要に応じ、常務会に報告を行い、迅速で的確な対応が取れる統制された体制を構築しております。
流動性リスク	当組合の財務内容の悪化等により必要な資金が調達できなくなる、若しくは資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払いを余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引が不能となり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。	的確な資金ポジションを確保するため運用・調達資金を日常的に集中管理し、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全な体制を整えております。資金繰り状況及び支払準備率は、定期的及び必要に応じ、常務会に報告する体制としております。
オペレーショナル・リスク	事務リスク	事務処理における正確性の確保を重視し、手続き・権限の厳格性、機械化・システム化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、内部監査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通じて、事務リスクを軽減すべく対応を図るとともに、お客さまからの信頼性の向上に努めております。また、内部事務規程や各種マニュアルの整備あるいは適切な事務指導・研修を実施し、事務処理の厳正化と事務上のミスや不正の未然防止のための内部管理体制の充実・強化に努めております。
	システムリスク	コンピュータ化、ネットワーク化の進展により、コンピュータシステムの停止などによる影響が一層大きくなってきていることに鑑み、システムの安定稼働に万全を期して、こうした障害などの発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合の影響を極小化し早期の回復を図るために、災害対策システムの準備、各種インフラの二重化、バックアップ用のコンピュータの確保や障害訓練の実施などシステム障害、犯罪、事故に対して十分に対応し得る体制を構築するとともに危機管理マニュアル及びオンラインシステム関連のコンティンジェンシープランを整備することによりシステムリスクの軽減に努めております。
	法務リスク	法令等の遵守状況が不十分であること、その他法的原因により発生するリスクをいいます。 法務リスクの顕在化を未然に防止するため、より強固なコンプライアンス体制を確保する必要があることから、法令等遵守に関する基本方針を定めた「法令等遵守マニュアル」を制定し、周知徹底を図っております。さらに、コンプライアンスを実現するための具体的施策であるコンプライアンス・プログラムを年度ごとに作成して、着実な実践に取り組んでおります。

○信用リスク管理及び審査体制

信用リスク管理方針に則り、当組合では以下の審査体制を整えております。

貸出資産の健全性を維持し、お取引先の資金需要に対して円滑な資金供給が行えるよう、厳格な審査基準に基づく審査体制を確立するとともに、職員の審査能力向上に取り組んでおります。

具体的には、個別の融資案件について営業店にて審査した後、営業推進部門から完全に独立した審査部にて客観的な審査を行っており、適切な相互牽制が図れる審査体制を構築しております。また、事業再生及び経営支援の専任ポスト等の活用をはじめ、コンサルティング機能の発揮により、お取引先中小企業者の方々の経営改善支援活動に積極的に取り組んでおります。

審査体制については、定期的な研修、内外の各種研修制度を積極的に活用することにより、職員一人ひとりの審査能力の向上を図り、当組合全体の信用リスク管理機能におけるレベルアップに努めております。

○ALM(資産・負債の総合管理)体制

ALM委員会を定期的(月1回)及び必要に応じて随時開催し、運用・調達及管理及び収益管理並びに金融市場で生じる諸リスクを管理して資金運用の最適化を図り、健全性の維持に努めております。

具体的には、運用・調達のギャップ分析、VaR分析(※1)、デュレーション分析、BPV分析(※2)、アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析等によりリスク量を把握するとともに、対応策を協議検討しております。また、有価証券の運用については、四半期ごとにリスク・リミット(取り得るリスクの上限)及びポジション枠(持ち高の上限)を定め、遵守状況を検証しております。協議検討した結果は常務会に報告する体制を整えております。

また、平成22年1月から信用リスクを数値化して計測するため、VaR分析による信用リスクの計量化にも取り組んでおります。

※1 VaR分析：一定期間の一定確率による資産の最大損失額を計測する分析手法

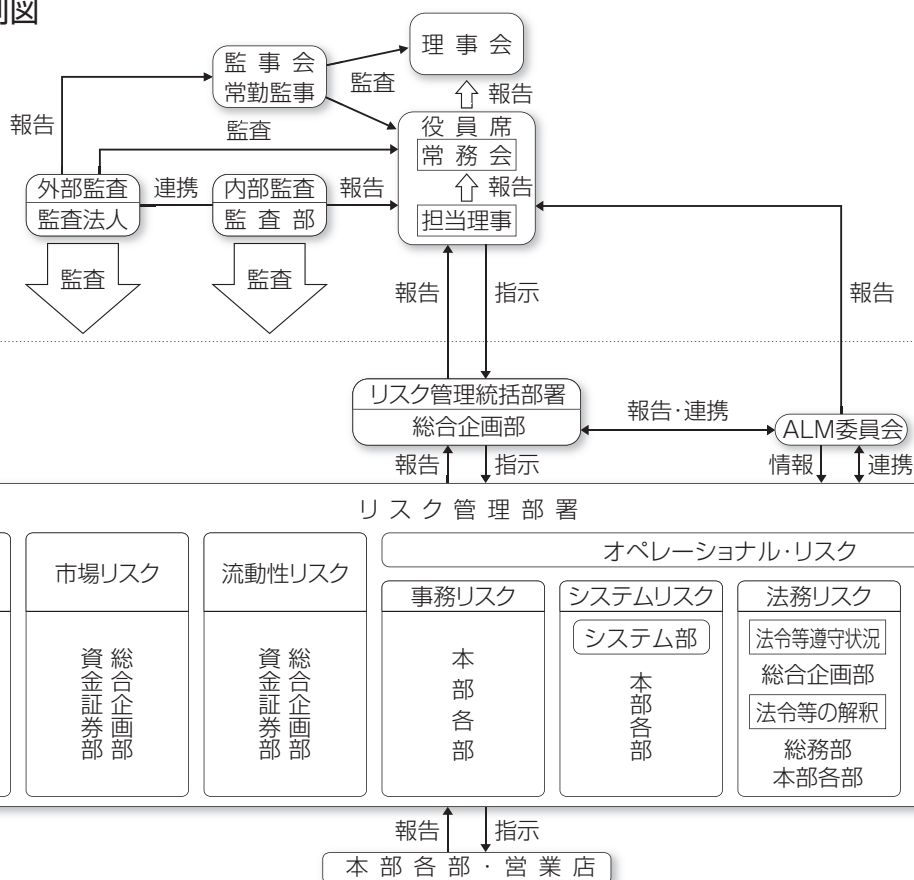
※2 BPV(ベース・ポイント・バリュー)分析：金利が1ベース(0.01%)変化した場合の資産価値の変動を計測する分析手法

○内部管理体制

当組合では、監査対象の被監査部署から完全に独立した監査部が、内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)の適切性及び有効性について、年度ごとに「監査方針及び監査計画」を策定し、本部・営業店に対して年1回総合監査を実施しております。

その結果については、理事会、常務会に報告するとともに、被監査部署に改善すべき事項の提言を行っております。

リスク管理体制図



CSRの取組み(顧客保護等管理方針・利益相反管理方針)

顧客保護等管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下、「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下、「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下、「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客さまからのご相談・苦情等の対応について

当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

4. お客さまの情報管理について

- (1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

なお、お客さまからのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総務部

【受付時間】 午前9時～午後5時（当組合の休業日を除く）
TEL 026-233-5620

利益相反管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下、「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下、「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下、「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまの利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客さまの間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び本基本方針に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合とお客さまの間、及び当組合のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）として、以下の（1）、（2）に該当するものを管理いたします。

- (1) お客さまの不利益のもとに、当組合が利益を得、又は損失を回避している状況が存在すること。
- (2) 前（1）の状況がお客さまとの間の契約上又は信義則上の地位に基づく義務に反すること。

また、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまから頂いた情報に基づき、対象取引の主管部署及び営業部門から独立した利益相反管理統括部署により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客さまの不利益のもとに当組合が利益を得たり、又は損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客さまに対する利益よりも優先して他のお客さまの利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客さまから入手した情報を不当に利用して当組合又は他のお客さまの利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理に係る当組合全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることで、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客さまとの取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社等の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

以上について、ご不明な点がございましたら、当組合の本支店のほか、次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総合企画部

【受付時間】 午前9時～午後5時（当組合の休業日を除く）
TEL 026-233-2111

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下、「法等」という。）を遵守して以下の考え方に基きお客さまの情報を厳格に管理し、お客さまのご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等については、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載するとともに、窓口にも備付けることにより、公表しております。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客さまの個人情報を、業務内容並びに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報

3. 個人データの第三者への提供

当組合は、次の場合を除き、あらかじめお客さまの同意なしにお客さまの個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等に基づき必要と判断される場合
- (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客さまの個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合本支店窓口までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客さまにお送りするための書面の印刷又は発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを、別に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止、その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客さまからの開示・訂正・停止のご請求

(1) 開示のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

※これらのご請求にあたっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細及び請求用紙が必要な場合は、当組合本支店窓口までお申出ください。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客さまからお申出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきまして、当組合本支店窓口又は以下の窓口にお申出ください。

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総合企画部

【受付時間】 午前9時～午後5時（当組合の休業日を除く）
TEL 026-233-2111
FAX 026-233-5611

9. 証券業務に関する認定個人情報保護団体について

当組合は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・ご相談をお受けしております。

（苦情・相談窓口）
日本証券業協会 個人情報相談室

【受付時間】 午前9時～午後5時（平日）
TEL 03-3667-8427

CSRの取組み(中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況)

中小企業(小規模事業者を含む。以下同じ)の経営支援に関する取組み方針

長野県信用組合は、地域金融機関としての健全かつ適切な運営に配慮しつつ、積極的な金融仲介機能を発揮し、地域経済の活性化に貢献いたします。

1. 取引先企業等の事業内容や成長可能性などを適切に評価(事業性評価)し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援する取組みを推進します。
2. 取引先企業等とコミュニケーションの密度を高め、事業性評価に基づく経営課題を把握したうえで、各企業のライフステージに応じた適切なソリューションの提案に取り組みます。
3. 経営改善計画の策定支援による取引先企業等の経営改善に取り組みます。
4. 外部専門家・機関等との連携を図った、企業の経営改善・再生に取り組みます。また、各種経営改善支援ツールの充実(外部専門家・機関等との業務提携等)を図ります。
5. 取引先企業等の経営改善、事業再生や育成・成長へつなげるための金融仲介機能の発揮に努めます。
6. 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえた経営者保証に依らない融資の取組みや、担保・保証に必要以上に依存しない融資の推進により、取引先企業との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合の経営方針の一つに「お客さまのライフステージに適したお手伝いをします」を掲げています。そこで取引先中小企業等の支援態勢の強化を図る機構改革を行い、平成27年11月「審査部」の一部を独立させ「経営支援部」を新設しました。経営支援部においては事業再生、経営改善をはじめ、創業支援、事業承継、クラウドファンディング、6次産業化支援、企業の合併及び買収(M&A)、そして地方創生に関する支援に至るまで、取引先企業等の経営支援に関する事項の専門部署として、取引先企業等に対するコンサルティング機能の一層の充実を図っております。

平成27年9月株式会社日本政策金融公庫との間で「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、創業支援や6次産業化支援等の分野に関する体制を整備しました。また、「長野県プロフェッショナル人材戦略拠点協議会」には平成27年12月の立ち上がり当初から参加しました。

さらに、新たな資金調達の手段として最近関心が高まっている「クラウドファンディング」に関して、長野県との連携を整えアドバイザーの派遣を可能にするなど、クラウドファンディングに関する支援体制の整備に着手しました。

加えて、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)が実施する短期トレーニー制度を利用して、事業再生に関する高度で専門的な知識を身に着けた人材を育成するため、平成28年4月から職員を派遣することとしました。

なお、中小企業の経営支援に関する様々なケースに対応できるように、すでに提携している「TKC関東信越会長野支部」の会員税理士や「一般社団法人小規模企業経営革新支援協会(ASEF)」「株式会社ストライク」、また「長野県事業引継ぎ支援センター」「長野県よろず支援拠点」との連携、関東経済産業局の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」、国土交通省の「地域建設産業活性化支援事業」等、外部専門家・機関との連携強化とその活用を図っています。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

平成27年度は長野県中小企業再生支援協議会と連携のうえ、取引先9先について経営改善計画の策定支援及び金融支援に係る合意形成を完了することができました。また、21先に対して「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」(405事業)を利用した経営改善計画の策定支援に取り組み、取引先企業の費用的な負担を軽減して実効性が高い経営改善計画の策定を支援しました。

専門家派遣支援の取組実績としては、関東経済産業局「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により6先に対して経営支援に取り組みました。また、「長野県よろず支援拠点」については平成27年度においては39先に対してコーディネーターを派遣利用し取引先中小企業等からは一定の評価を得ました。さらに、「地域建設産業活性化支援事業」についても国土交通省とパートナー協定を締結し、取引先建設業の経営支援に取り組みました。当組合の平成27年度における当該事業への取組みについては、モデル性が高い「コンサルティング支援」及び「ステップアップ支援」に該当するとして、各1件が国土交通省から選定されました。いずれも、経営方針である「お客さまのライフステージに適したお手伝いをします」に則った取組みであると認識しています。

事業承継支援としては前々期におけるアンケートの実施(注)、ファーストステップとして現経営者に対するセミナーの開催を行いました。平成27年度においてはセカンドステップとして全6講の「後継者ゼミナール(塾)」を東信地区にてパイロットとして開講しました。優れた後継者の育成は事業承継の優先課題であり、今後各地区で同様のセミナーを開催していく予定です。

ビジネスマッチング支援としては、平成27年11月東京都新宿において開催された「2015しんくみ食のビジネスマッチング展」に当組合の取引先6先の出展を支援しました。当日その場で成約に至った商談もあり、出展取引先企業にとっては大きな成果を上げることができたものと認識しています。

また、当組合初の取組みとして長野県との共催により平成28年1月上田市においてクラウドファンディング活用セミナーを開催し、定員50名を上回る大勢の参加者を得ました。新たな資金調達手段として注目される「クラウドファンディング」については関心の高さが窺え、今後この分野に関する支援は、長野県やクラウドファンディング運営会社との連携を深め更なる支援体制を整備していく予定です。(注) アンケート結果については、当組合のホームページに掲載しております。

地域の活性化(地方創生)に関する取組み状況

当組合は経営方針のスローガンに「地域の魅力をプロデュースし、地域社会の発展に尽くします」を掲げ、その具現化に向けて様々な取組みを行いました。

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成26年12月27日に閣議決定され、これを受けて地域金融機関に対しては県及び市町村をはじめ「産官学金労」の連携を図りながら、金融機関に期待される役割を果たすことが求められました。当組合においては、県や市町村が策定する地方版総合戦略の策定について、県内77全市町村へ訪問しその策定に関与し支援を行いたい旨申出を行いました。これを受けて、県をはじめ複数の市町村において創設された総合戦略策定委員会等への参加及び、金融機関としての意見具申など、地方創生に関して積極的な関与と長野県下の市町村との連携を深めることができました。平成27年7月には長野県と、10月には長野市及び松本市と、そして平成28年3月には宮田村との間で地方創生に向けた連携協定を締結しました。

当組合では、すでに株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）及び長野県下全金融機関等が出資する「ALL信州観光活性化投資事業有限責任組合」（以下、「ファンド」と言います。）に出資参加しています。平成27年11月東京新宿区にて開催された「2015しんくみ食のビジネスマッチング展」において、当組合は「長野市」「山ノ内町」の観光ブースを出展しましたが、特に山ノ内町については上記ファンドが投資する「観光まちづくり会社」と連携し情報発信を行いました。4,000人を超過する来場者に対して長野市・山ノ内町の観光発信を行うことができました。

当組合は地方創生等の地域活性化に資する取組みを支援する体制の充実を進めていますが、平成27年9月に地域資源の活用やブランド化など、地方創生等の地域活性化に資する取り組みを支える様々な事業に対するクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資であって、地域の地方公共団体等の活動と調和が図られる「ふるさと投資」連絡会議（内閣府地方創生推進室）への構成員登録を行いました。これを受けて平成28年1月に長野県との共催による「クラウドファンディングセミナー」を上田市において開催しました。

平成27年12月に県内企業が求める専門的な技術や知識等を持つプロフェッショナル人材の都市部からの地方還流を促進することを目的として設立された「長野県プロフェッショナル人材戦略拠点協議会」へ参加、また平成28年1月に長野県への移住・交流人口の拡大を推進して地域経済を活性化することを目的として設立された「田舎暮らし『楽園信州』推進協議会」へ加入しました。

さらに、長野市が平成28年1月設置したICT産業の立地・集積を目指す「長野市ICT産業誘致・起業プロジェクト」に参加しました。

具体的な取組み状況の一例

中小企業の経営支援

事例①	取引先企業に対する貸付債権の資本性借入金化（DDS）による支援	事例②	取引先企業に対するリスクマネーの供給
動機（経緯）	当該企業は運送業を営んでいますが、売上高の多くを占める地元製造業の業況悪化や海外進出に伴って受注量の低下を招き、また、過去に本業外で多額の保証債務について借入により代位弁済を行ったことによって債務超過に陥り、利息の支払いが資金繰りを悪化させていました。平成24年より長野県中小企業再生支援協議会が介入し、全取引金融機関が協調して経営改善に向けた支援に取り組んできましたが、外部コンサルタントによるデューデリジェンスにおいても事業の持続性が十分に見込まれたことから、当該企業の抜本的な再生支援策に着手しました。	動機（経緯）	当該企業は放漫経営により業況悪化に至り、平成25年にはメインバンクである当組合主導により長野県中小企業再生支援協議会の介入を行い、外部専門機関により事業及び財務両面についてデューデリジェンスを実施の上で、経営改善計画を策定して経営改善に取り組んできました。しかしながら、業況は改善せず資金繰り管理の杜撰もあり、分割納税の不徹底を原因として、平成28年1月に多額の未払税額（延滞税を含む）について即刻一括納付しなければ売掛金を差し押さえる旨を通告されました。当該未払税額について自己資金で納付することは到底困難であり、場合によっては事業の持続が不可能となる事態も起こりうる状況となりました。
取組み内容	当該企業が負担する多額の債務は、本業以外での保証債務を負担し、この履行を借入にて調達したことが主たる原因であります。平成25年に策定した経営改善計画のアクションプランが着実に履行され、固定費削減等の経営努力が一定の成果を上げていることから、平成28年2月に再策定した再生計画に沿って、金融債務全体の50%弱について、各金融機関の非保全残高按分にて、中小企業再生支援協議会版の「資本性借入金（DDS）」を実行しました。当組合はメインバンクではないもののDDS化には全面的な支援を行いました。 これにより、DDS実行金額については、金利を調達コスト相当まで引き下げたうえに他の債務完済まで支払いが猶予されることとなりました。当該企業は、概ね8年後には実質的に債務超過が解消される見通しであり、事業の再生が十分に期待されます。なお、本件DDSの一部は長野県信用保証協会の付保債務のまま、代位弁済を行わずDDS化し、当該企業には保証事故が無い扱いとなりました。	取組み内容	当該企業は、即刻多額の滞納税を納付しなければ売掛金は差し押えられ、明らかに資金ショートを回避できない状況に陥っていました。このような状況下、当組合は極めて短期間に納税資金を新規融資することを検討することとしましたが、不動産担保の徴収や信用保証協会の利用は困難な状況でした。 しかしながら、納税必要資金に相当する金額は資金繰りの中で概ね半年の間に捻出できる見込みであり、差し押えを回避すれば相当の経営改善は要するものの事業持続の目途が立つこと、顧問税理士と連携して経営改善計画の着実な履行により財務体質の改善が徐々に図られていること、そして当該企業は多数の従業員及び取引先を抱え、地域における存在価値が認められることから、事業継続のため緊急対応として当該納税資金を新規融資しました。 緊急的にメインバンクとして上記対応をした後に、バンクミーティングを開催し長野県中小企業再生支援協議会を含め取引先全金融機関に対して状況の報告を行いました。バンクミーティングの報告について他金融機関すべてから、メインに歩調を合わせた支援に同意が得られました。
成果（効果）	【相手方にとっての成果】 当該企業の懸案であった多額の債務超過について解消の目途が立ち、支払利息の軽減によりキャッシュフロー内での安定した資金繰りも可能になりました。 事業再生に向け中小企業再生支援協議会や外部専門機関等の介入を得た取組みの中で、改善計画の策定などにより経営課題が明確になり、固定費の削減や組織体制の改善が進みました。 【当組合にとっての成果】 関与する全金融機関と協調して抜本的な経営改善策を講ずることで、当該企業の事業持続に寄与する役割を果たすことができました。 また、地域の流通インフラとして重要な存在である当該企業の事業持続は、地域経済の持続的発展にも寄与するものと考えます。	成果（効果）	【相手方にとっての成果】 本件融資対応により資金ショートによる経営破綻を回避し、当面の資金繰りが安定することとなりました。万一、滞納処分による売掛金の差し押えを受けた場合には信用不安が表面化し受注確保が困難となり事業の持続は困難となったと考えられます。 【当組合にとっての成果】 当該企業の持続を確保できました。当該企業の破綻による様々な損失の発生を防ぎ、従業員や取引先等、地域経済に悪影響を与える危機を回避することができました。
評価及び今後の課題	【評価】 当該企業はもちろんのこと、当社の取引先を含む各債権者にとって最良の結果となったものと認識しています。また、地域活性化に向けても一定の成果が得られたものと考えております。 【今後の課題】 当社の経営改善計画に対する継続的なモニタリングが重要であると思料します。現状では売上の増加には至っていないため、顧問税理士や他金融機関と連携し、逐次経営課題の把握と解決支援を行う必要があると認識しています。	評価及び今後の課題	【評価】 緊急性の高い案件でしたが、当該企業の事業性を分析し適切な融資判断を行うことにより、事業継続の支援を行うことができたものと認識しています。 【今後の課題】 当面の事業継続についてはまったく懸念が無いわけではなく、経営改善の促進とそのモニタリング及びフォローアップが肝要です。 なお、長期的には事業持続の危機に直面することも危惧され、その場合にはM&A等の抜本策による再生も視野に入れてモニタリングを継続します。

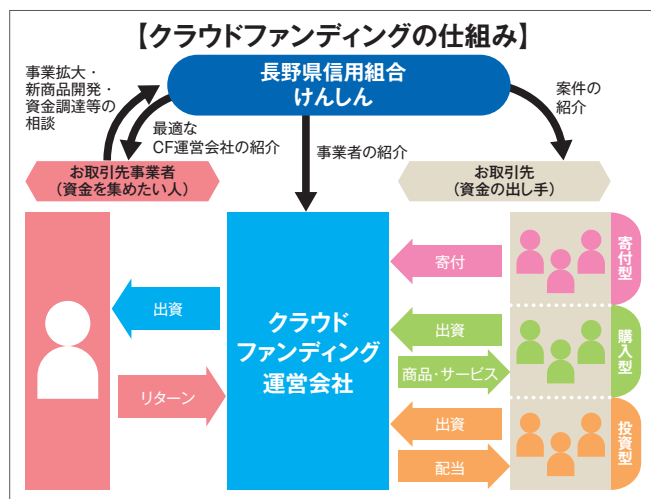
CSRの取組み(中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況)

中小企業の経営支援

事例③	取引先企業の事業内容や成長可能性などの評価(事業性評価)に基づいた融資の取組み
動機(経緯)	当該企業は印刷業を営んでいます。印刷業界は、取引先企業の出版不況や景気低迷による広告宣伝費の削減に伴う需要の減少、電子書籍やペーパーレス化の進展による市場の縮小もあり、競争が激しい業界です。大半の業者は、高性能印刷機を導入しなければ受注が獲得できず、価格競争に巻き込まれるという構造にあります。当社の経営課題についても同様に競争激化の不安感がありましたが、代表者との対面交渉による質の高いコミュニケーションを通じて、他社にはない事業性を持っていることがわかりました。
取組み内容	「事業性評価シート」及び「SWOT分析表」を用い、当該企業の市場、競合、事業特性、経営課題について検証し理解を深め、支援策等の検討をしたところ、インバウンド消費、外国人観光客の増加の流れの中、当該企業は持続可能性があり今後の成長が期待できると判断し、担保に依存しない新規融資の取組みを実施しました。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 保証機関の利用、担保の追加をすることなしに必要な資金調達を行うことができました。 【当組合にとっての成果】 代表者との対面交渉を通じて事業性を評価することにより成長支援に取り組むことができました。
評価及び今後の課題	【評価】 平成27年4月から平成28年3月までの「事業性評価シート」を用いた融資先数は62先となっています。 【今後の課題】 更に職員の目利き力を高め、担保や保証人に依存しない融資や助言を積極的に行っていく方針です。

事例④	中小企業の経営者等による個人保証(経営者保証)に依存しない融資の取組み
動機(経緯)	当該企業は内装工事業を営んでいます。当組合との取引は40年以上と長く、「経営者保証に関するガイドライン」を説明したところ、運転資金の借入申込みに際して可能であれば代表者の個人保証を提供することなく借入したいとの申し出がありました。
取組み内容	当組合では「経営者保証等の必要性に関する確認シート」を活用して中小企業の経営者等による個人保証(経営者保証)の必要性を検討していますが、以下の点を勘案して代表者の個人保証を求めないことにしました。 ・法人と代表者個人の資産・経理が明確に分離されている。 ・法人のみの資産・収益力で借入金返済が可能と判断し得る。 ・法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 代表者の個人保証を提供することなしに必要な資金調達を行うことができました。 【当組合にとっての成果】 代表者の個人保証を求めず新規融資に取り組んだことにより、当該企業とは良好な信頼関係が構築されることとなりました。
評価及び今後の課題	【評価】 平成27年4月から平成28年3月までの中小企業の経営者等による個人保証(経営者保証)を求めない融資の取組件数は1,798件となっています。取引先企業との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化が図れたものと考えます。 【今後の課題】 「経営者保証に関するガイドライン」を活用し、円滑な資金供給を行うことが地域発展への貢献に重要であると認識しています。

事例⑤	国土交通省「地域建設産業活性化支援事業」等の活用による経営支援
動機(経緯)	当組合は国土交通省の「地域建設産業活性化支援事業」について引き続き覚書を締結し(前期は「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」、建設関連企業へ専門家の派遣を行う支援に積極的に取り組みました。当該事業はモデル性の高い取組みに対しては「コンサルティング支援」及び「ステップアップ支援」といった支援メニューが用意されています(平成27年度は全国で、前者は32件、後者は17件のみが選定された)が、当組合において当該事業を活用した取引先について、それぞれ1件が選定されました。
取組み内容	国土交通省のコンサルティング支援としては、「取引先企業2社の連携体の人材育成の取組みを行う事業」が全国審査会で評価され選定されました。支援アドバイザーのチームが上記企業連携体2社に、それぞれ年間7回の訪問を行い、原価管理等も含めて経営指導を行いました。 また、国土交通省のステップアップ支援としては、別の取引先企業2社の連携体における「新技術開発事業」が支援対象に選定され、計画実行段階における経費の一部について支援を受けることができました。 加えて、国土交通省のコンサルティング支援選定先2社に対して、並行して中小企業庁の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」(405事業)を活用した経営改善計画策定にも取り組みました。 この405事業によっては経営改善計画に基づいた金融支援を行いました。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 コンサルティング支援及び405事業により、ごく僅かな費用負担により専門家のチームによる支援を継続して受けることができ、経営改善計画の策定から完成に至るまで専門性の高い支援を受け、ビジネスモデルを構築することができました。 【当組合にとっての成果】 専門家と連携した支援取組みにより、当該企業の経営改善に寄与することができたものと思料します。 また、専門家、専門機関が行うコンサルの現場に職員が同行することで「目利き力」の養成が図れました。
評価及び今後の課題	【評価】 当該企業の費用負担を軽減し、実効性の高い経営支援が行えたものと認識しています。 【今後の課題】 当該企業の取組みについて、引き続きフォローアップしていくことが必要であると考えています。「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」による無料の専門家派遣や、ビジネスマッチング支援について継続的に取り組むことが重要であると認識しています。 当組合職員一人ひとりの経営改善・再生支援に対する能力の向上も、今後更に高める必要があります。



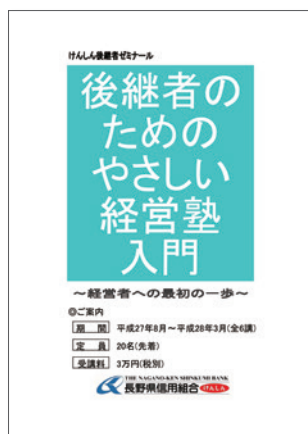
事例⑥ クラウドファンディングの仕組み

中小企業の経営支援・地域の活性化

事例⑥	クラウドファンディング活用支援
動機(経緯)	クラウドファンディングは、インターネットを介して個人から少額の資金を調達する仕組みであり、新たな資金調達の手段として注目を集めています。中小企業にとっては資金調達と同時にファンづくりやマーケティングを行うことができ、地域活性化に資する取組みとしても活用が期待される手法です。 当組合においても、積極的な活用とその支援を図るため、体制を構築し取り組むこととしました。
取組み内容	平成27年度においては、当組合は内閣府地方創生推進室の「ふるさと投資」連絡会議への構成員登録を行いました。さらに、「長野県クラウドファンディング活用によるビジネス創出支援事業」におけるクラウドファンディング事業支援イベント(セミナー)を、長野県主催、当組合共催にて上田市において開催し、定員50名を上回る参加者を得ました。 また、クラウドファンディングを手掛ける事業者のうち、唯一第二種金融商品取引業者として登録されているミュージックセキュリティーズ株式会社と、全国信用協同組合連合会が信用組合業界の中央組織として包括的に業務提携を行ったことにより、当組合においても連携が可能となっています。 現在、長野県の上記事業の受託業者等と連携しながら、当組合の取引先についてクラウドファンディングの取組みを進めています。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 当組合のセミナーや訪問により、クラウドファンディングの活用を知りました。クラウドファンディングを行うために利用するクラウドファンディング事業者についても、紹介を受け具体的な活用に着手できました。セミナーはクラウドファンディングを広く知らしめる有意義なものとなったと思料します。 【当組合にとっての成果】 新たな資金調達手段として、クラウドファンディングをサービスとして提供できる体制となり、顧客とのリレーションの強化が図られます。 長野県等との連携により地方創生に向けた取組みにも繋がっています。
評価及び今後の課題	【評価】 クラウドファンディングに対する反響は大きく、具体的な取組みを更に進める必要があります。 【今後の課題】 長野県との共催により、今後もクラウドファンディングの普及に向けたセミナー等を積極的に開催します。クラウドファンディングを活用した具体的な成果が挙げられるよう、個別案件の支援も進めます。



事例⑥ クラウドファンディングセミナーのチラシ



事例⑦ 後継者塾の案内

事例⑦	事業承継支援への取組み
動機(経緯)	中小企業の経営者にとって「事業の承継」は重要課題のひとつです。いかに業績の良い企業であっても、後継者への事業のバトンタッチがうまくいかなければ、業況の停滞を招くことは必至であり、場合によっては解散・廃業に至ることも懸念されます。 県内企業の休業・解散件数は毎年増加しており(倒産・破産を上回る)、このまま放置すると地域経済の衰退が加速することは想像に難くないと言えます。 このような状況下、取引先の事業承継は喫緊の課題であると認識されることから、事業承継支援に積極的に取り組むこととしました。
取組み内容	平成26年5月に取引先約1,000社に対して実施した「事業承継に関するアンケート」の結果(※)、回答者の40%以上が希望する「事業承継セミナー」を平成26年度中に県下9カ所において実施しましたが、当該セミナー参加者から、次は事業の後継者や若手経営者を対象としたセミナーを開催してほしいとの意見が多く寄せられました。これを受けて平成27年度は東信地区において「後継者のためのやさしい経営塾 入門」と題して、後継者塾を開講しました。後継者塾は経営の基礎を学ぶ講座として実施し、中小企業診断士等5名の担当講師による講義と、事業承継に成功した当組合取引先の代表者による講演会を行いました。18名の参加者が集まりましたが、ほぼ全員が全6講の講義を最終講まで受講し、次期経営者としての基礎的な知識を習得しました。加えて、参加者における異業種間の交流も深まりを見せました。 また、長野県事業引継ぎ支援センターや、平成26年5月から業務提携しているM&Aの専門機関である株式会社ストライクとの連携を図り、個別企業の支援体制を整えています。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 後継者塾への参加により、今後事業を承継する後継者や若手経営者が経営の基礎知識を身に付けることができました。また、塾生(参加者)間での交流が深まり、異業種間の広い人脈が形成されました。 【当組合にとっての成果】 後継者塾参加企業、次期経営者とのリレーションの強化が図られ、将来に向けて取引の継続・拡大も見込まれます。また、後継者塾参加者の企業の現経営者からも、後継者の育成に関して感謝の意向が示されました。
評価及び今後の課題	【評価】 参加者の大半から後継者塾について高い評価が得られました。また、現経営者からもその取組みは評価されたと認識しています。 【今後の課題】 東信地域での後継者塾がパイロットモデルとして一定の成果を得られたことから、今後は県下他の地域においても、同様の後継者塾開催を予定しています。

※(注) アンケート結果については、当組合のホームページに掲載しております。



事例⑦ 後継者塾の様子

CSRの取組み(中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況)

地域の活性化

事例⑧	地方創生に向けた取組み
動機(経緯)	地元金融機関として地域経済・産業を支えながら、地域とともに成長・発展していくという「好循環」の実現に向けて、当組合にとって営業基盤となる地域の活性化は極めて重要な取組課題のひとつであり、地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」の策定支援に積極的に取り組むこととしました。
取組み内容	県内全市町村へ本部担当者及び支店長が訪問し、市町村長や地方版総合戦略の策定担当者等との面談を行い、地方創生の取組みについての情報を収集するとともに、当組合も総合戦略策定に関して支援を行いたい旨の申出を行いました。 当組合における地方創生の取組み内容は以下のとおりです。 1. 子育て世帯に対する住宅ローン・消費者ローンの金利優遇 2. 県外からの移住者に対する住宅ローン・消費者ローンの金利優遇 3. 医療・介護サービスが充実した、安心して住める町づくりに向けた支援 4. 様々なライフステージにある地域の中小企業等の経営課題の解決に向けた支援 5. 事業承継に関する支援 6. 6次産業化に関する支援 7. 創業支援 8. 当組合シンガポール駐在員事務所を活用した支援 9. 「けんしん地方創生ローン」の取扱い開始 また、地方創生に関する支援をより強化・充実させるため本部機構改革(体制の整備)を行い、経営支援部をその専門部署として新設しました。
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 長野県、長野市、松本市、宮田村は当組合と地方創生に向けた連携協定を締結しました。他の市町村についても、当組合が持つ知見に基づく情報提供・提案等の協力を得ることができたと考えています。 【当組合にとっての成果】 各地方公共団体の「地方版総合戦略」の策定に積極的に参画し、金融機関が持つ知見を活かした情報提供・分析・提案等を行ったことにより、地方公共団体とのコミュニケーションの構築を図ることができました。
評価及び今後の課題	【評価】 上記の地方創生に向けた連携協定の締結の他、複数の市町村から総合戦略策定委員会等への参加や金融機関としての意見具申を求められました。長野県を始め県下市町村(当組合の営業店舗が無い市町村も含め)との間で地方創生に向けて様々な情報提供を行う等、地域金融機関の持つ知見等を活かした機能を発揮できたものと料します。 【今後の課題】 各地方公共団体策定済の「地方版総合戦略」の実現に向けて、継続的な連携と具体的な支援を提供していくこと(フォローアップ)が重要であり、今後も地方公共団体との間でより一層のコミュニケーションの構築を図りつつ、様々なニーズを踏まえた協力体制の整備を図る必要があると考えています。



事例⑧ 長野県との連携協定締結式

事例⑨	外部専門家・外部専門機関との連携ツールの整備
動機(経緯)	当組合単独では、中小企業が抱える様々な課題を解決することは困難であるとの認識のもと、より実効性の高い経営改善・再生支援の取組みを進めるため、外部専門家や外部専門機関との連携による各種支援ツールの充実を図ることとしました。また、地方創生に関する取組みに関しても外部専門機関等との連携や会議への参加を進めました。
取組み内容	当組合において整備してある各種ツール(業務提携・連携先)は以下のとおりです。 1. TKC関東信越会長野支部 2. 国土交通省「地域建設産業活性化支援事業」 3. 関東経済産業局「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」(専門家派遣事業) 4. 信州ビジネスサポートプラットフォーム 5. 長野県中小企業再生支援協議会 6. 一般社団法人小規模企業経営革新支援協会(ASEF) 7. 信州再生支援ネットワーク会議 8. 信州みらい応援ファンド投資事業有限責任組合 9. ALL信州観光活性化投資事業有限責任組合 10. 独立行政法人中小企業基盤整備機構 11. 長野県事業引継ぎ支援センター・長野県後継者バンク 12. 長野県よろず支援拠点 13. 次世代信州農業マーケティングアカデミー及び、信州6次産業化推進協議会 14. ながの産業支援ネット 15. 「ふるさと投資」連絡会議 16. 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点協議会 17. 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会 18. 長野市ICT産業誘致・起業プロジェクト 19. 民間サービス(複数社) 20. 株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC) 21. 昭和リース株式会社 22. 株式会社東京商工リサーチ(TSR) 23. 株式会社ストライク(M&A仲介会社) 24. 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) 25. 株式会社商工組合中央金庫 26. 株式会社日本政策金融公庫 27. アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区
成果(効果)	【相手方にとっての成果】 中小企業が抱える様々な課題に対して、適切な外部専門家や外部専門機関による経営支援を受けられることが可能となりました。 平成27年度においては、特に地方創生等の地域活性化に資する取組みの支援に関して外部機関等との連携や協議会等への参加をしました。なお、平成27年度において新規連携等を行った先は、上記15.乃至18.及び26.に記載の機関等です。 【当組合にとっての成果】 取引先企業等が抱える様々な課題や問題などケースに応じて、外部専門家や外部専門機関の指導・アドバイスをベースに適切なソリューションに取り組める態勢を整えることができました。 また、当組合職員も専門家の支援現場に出席することによって「目利き力」の強化も図ることができました。 地方創生に関する取組みは、地方公共団体との連携が図れました(詳細は別項に記載)
評価及び今後の課題	【評価】 当組合では、外部専門家や外部専門機関との連携による各種ツールの充実重点を置いて取り組んでおり、一通りの支援ツールは整備されているものと認識しています。 【今後の課題】 今後も外部専門家や外部専門機関との連携を更に強化するとともに、整備してある各種ツールの有効活用を推し進め、より多くの中小企業に対して、外部機関等を活用した経営支援の取組みを進めていくことが重要であると考えています。 その時々ニーズに応じた外部専門家・外部専門機関との連携を引き続き推進していきます。

CSRの取組み(地域貢献への取組み)

地域貢献に関するけんしんの経営姿勢

当組合は、地域貢献に関して経営理念に次のとおり定めております。
『金融業務の健全性・適切性を確保し、信用の維持・向上に取り組み、もって地域社会の発展に貢献する。』

地域密着型金融に関する取組み

○地域密着型金融の推進に関する基本的な方針

地域密着型金融の本質は、金融機関が長期的な取引関係を基に、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ることにあります。そのために、地域の経済・産業を支えながら、地域とともに自らも成長・発展していくという「好循環」の実現に向けた取組みを強化することが必要です。

当組合は、地域密着型金融の本質及び経営理念を踏まえ、地域経済への貢献及び健全性の確保並びに収益の向上が並行して図られるよう、地域密着型金融に関する取組みを引き続き実施します。また、地域密着型金融の恒久的な取組み方針及び地域貢献の状況並びに各種施策の進捗状況については、積極的に情報開示・公表する予定です。

○具体的な取組みの重点事項

【重点事項】

1. 取引先企業の事業内容や成長可能性などの評価(事業性評価)に基づいた融資や、ライフステージに応じた解決策の検討・提案、必要な支援の実行(中小企業に適した資金供給手法の徹底、成長可能性を重視した新規融資の取組みの促進)
2. コンサルティング機能の発揮による取引先企業の経営改善・支援の一層の強化
3. 持続可能な地域経済への貢献

○地域密着型金融の取組み実績(主要計数等)

1. 中小企業に適した資金供給手法の徹底、成長可能性を重視した新規融資の取組みの促進

創業・新事業支援融資の実績

	件数	金額
平成27年度	37件	481百万円

けんしん地方創生ローン(CLO融資)

	件数	金額
平成27年度	75件	1,313百万円

国際支援融資(海外展開に関する融資)の実績

	件数	金額
平成27年度	97件	2,887百万円

けんしん地方創生応援ローン

	件数	金額
平成27年度	51件	595百万円

けんしん中小企業会計活用ローンの実績

	件数	金額
平成27年度	19件	219百万円

債権譲渡担保融資(流動資産担保融資)の実績

	件数	金額
平成27年度	5件	44百万円

(注) 1. 「債権譲渡担保融資」は、リース債権及びクレジット債権を担保とした融資を除きます。
2. 残高は、当組合とお客さまとの間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含んでおりません。

2. コンサルティング機能の発揮による取引先企業の経営改善・支援の一層の強化

経営改善支援等の取組み実績

(平成28年3月31日現在)

期初債務者数 A	うち 経営改善支援取組先数(α)	αのうち期末に債務者区分が ランクアップした先数(β)	αのうち期末に債務者区分が 変化しなかった先数(γ)	αのうち再生計画を 策定した先数(δ)	経営改善支援 取組比率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
3,305先	308先	6先	293先	207先	9.32%	1.95%	67.21%

(注) 1. 本表の「債務者数」「先数」は、正常先を除く計数です。
2. 期初債務者数は平成27年度開始時の債務者数です。
3. 経営改善支援取組先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。
4. 「α(アルファ)」のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。
なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。
5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、当組合独自の再生計画策定先、外部専門家・機関等による再生計画策定先の合計先数です。
なお、δのうち当期中に再生計画を策定した先数は49先となっています。
7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表には含んでおりません。

3. 持続可能な地域経済への貢献

企業の海外展開に係る支援

国際業務支援部では、顧客企業の海外進出・展開に係る情報収集・提供及び資金面でのニーズをサポートし、地域経済の活性化に貢献しております。なかでも、平成27年10月27日に開設したシンガポール駐在員事務所の活動により、東南アジアの金融・経済などの情報収集・提供に関する支援がより一層充実いたしました。

医療関連事業分野の融資推進

医療関連事業分野(医療、介護、及びそれらに関連する事業)の専門部署である医療経営部では、地域に密着した事業展開においてこの分野に寄せられる社会的な期待の高まりの重要性に鑑み、地域ごとに担当者を配置し、営業店と一体となった融資推進活動を展開するとともに、コンサルティング機能の充実に向けた活動に取り組んでいます。

顧客満足度アンケートの実施

地域活性化につながる多様なサービスの提供を行うため、顧客満足度アンケートを毎年、定期的の実施しております。アンケートの結果については、常務会で協議のうえ、経営方針・施策等に反映しております。

なお、アンケートの結果及び経営・施策等に反映した事項については、取りまとめのうえ書面及び当組合ホームページで公表しております。

融資を通じた地域貢献

貸出先数・金額

(平成28年3月31日現在)

	貸出先数	金額
法人	3,596先	135,094百万円
個人事業主	10,675先	27,966百万円
(事業先合計)	14,271先	163,060百万円
個人	127,083先	72,545百万円
地方公共団体	58先	40,551百万円
合計	141,412先	276,157百万円

(平成28年3月31日現在)

	件数	金額
消費者ローン	30,233件	19,649百万円
住宅ローン	4,057件	44,144百万円
合計	34,290件	63,794百万円

地方自治体の中小企業向け制度資金の取扱状況

(平成28年3月31日現在)

	件数	金額
県制度資金	1,431件	6,098百万円
市町村制度資金	2,347件	7,690百万円
合計	3,778件	13,789百万円

CSRの取り組み(地域貢献への取り組み)

地域へのサービス

顧客の組織化とその活動状況

●サークル会

支店ごとに講演会・経営研究会・年金友の会等の開催を通じて、地域内顧客間の交流を深めております。

情報提供活動

●インターネットによる情報提供

当組合のホームページに各種預金・融資の商品概要、及び四半期の経営状況などを掲載しております。

●各種パンフレットの配布

けんしんの主なサービスをわかりやすくご紹介した「けんしんサービスカタログ」、相続税に関する基礎知識をまとめた「相続税の基礎知識」のほか、取扱商品・サービス等のパンフレットをお客さまに配布し、情報提供に努めております。

各種相談会の開催

●年金相談会

各支店の窓口等において、お客さまから年金相談をお受けするほか、更に専門的な年金相談の希望がある場合は、本部の社会保険労務士がご相談をお受けしております。

●いろいろ相談会

平成27年4月から、各種ローンのほか、年金、資産運用、相続等業務全般のご相談をお受けする「いろいろ相談会」を毎月16日(休日の場合は翌営業日)の午後3時から午後7時まで全店一斉で開催しました。平成28年4月からは、平日に窓口へのご来店ができないお客さまよりご相談をお受けする機会を広げるため、開催日を毎週木曜日(休日を除く)としました。

●相続・贈与に関する相談会(相続相談会)

平成22年11月から、司法書士による「相続に関する相談会(ゆずり葉相談会)」を開催しました。平成28年4月からは、名称を「相続相談会」に改称し、相続・贈与に関するお客さまからのご相談を広くお受けしております。(開催日、開催場所はその都度お知らせしております。)

顧客利便性の提供

●キャッシュカードによるお引出し手数料完全無料化

けんしんのキャッシュカードでけんしんのATMをご利用される場合、通常の時間帯のほか、夜間・土・日・祝日も「ATMお引出し手数料」を無料にしております。

●ATM24時間営業

本店営業部・若里支店・須坂支店・上田支店・諏訪支店のATMは、24時間ご利用いただけます。

●コンビニATMサービス

セブン銀行ATMで、けんしんのキャッシュカードが24時間ご利用いただけます。さらに、時間帯によりご入金・お引出し手数料が無料となります。

また、ローソンATMは、時間帯により長野県内でのお引出し手数料が無料となります。(八十二銀行との提携による)

●全自動貸金庫365日営業

本店営業部・東支店・古牧支店・吉田支店・飯山支店・中野支店・須坂支店・上田支店・野沢支店・安曇野支店・諏訪支店・茅野支店の全自動貸金庫は、365日ご利用いただけます。

●ネットバンキングサービス

個人向けネットバンキングは、平成27年2月から画面デザインを刷新し、分かりやすく操作性に優れた画面にリニューアルしました。基本手数料無料のほか、振込手数料も優遇し、スマートフォン専用ネットバンキング画面の提供及び手のひら口座をネットバンキング契約口座に追加するなど、お客さまの利便性向上に努めております。

法人向けネットバンキングは、各種照会、資金移動、総合振込、給与振込、でんさいネット等が行えるサービスです。

さらに、個人向け・法人向けともに一部の取引において24時間ご利用いただけます。

スパイウェア等によるインターネットでの不正利用防止対策としては、「ソフトウェアキーボード方式」の導入のほか、平成26年10月から不正送金対策ソフト「PhishWallプレミアム」の無償提供を行っております。さらに個人向けネットバンキングには「1Bロック」「ワンタイムパスワード」「リスクベース認証(合言葉による本人確認)」を、法人向けには「クライアント証明書方式」を採用しております。

●ATM通帳繰越サービス

ATMで通帳繰越ができるサービスを全店の店舗内ATMでご利用いただけます。

●キャッシュカードの被害防止対策

キャッシュカードの偽造・盗難による被害防止対策として、手のひらの静脈でご本人さまの確認を行う、生体認証型ATMを導入しております。また、ATM画面の覗き見防止フィルムの設置や一日のお引出し限度額を200万円(手のひら静脈認証口座は300万円)から0円の間で利用者の希望金額に応じて自由に設定することができます。このほか、異常取引のシステムチェック等により、利用者の安全を第一にセキュリティ強化に努めております。

●障がいをお持ちのお客さまに配慮した取り組み

障がいをお持ちのお客さまの金融取引の利便性向上を図るため、職員等が代筆により預金及び融資等のお取引を支援できるよう規程の整備を図るとともに、代読の申出に対しても内容のご理解を確認しながらの説明や、コミュニケーションボード(文字盤)を活用した説明を行う等の支援態勢を整備しております。また、お取引に当たってのお客さまの個人情報についても適切に取扱う態勢を整備しております。

加えて、店舗設備等においては、車椅子対応の店舗及び貸金庫並びに視覚障がい者対応ATMの設置について順次対応を図るなど、障がいをお持ちのお客さまが利用しやすい仕様に努めております。

●でんさいネットサービス

平成25年2月から、(株)全銀電子債権ネットワーク(通称：でんさいネット)から委託を受けて「でんさいネットサービス」の提供を行っております。

文化的・社会的貢献活動

ボランティア活動

地域密着及び地域貢献等により、ボランティア活動を実施しております。取組内容は、地域の道路・河川・商店街・公園等の清掃、店周道路にフラワーボットなどを置く美化活動、献血などです。

営業店ギャラリーの開放

9支店にギャラリーを併設し、地元の皆さまを中心とする各種展覧会など文化活動の発表の場を提供しております。

地域行事への積極的参加

県内各地で地域活性化をめざして行われる祭りや伝統行事に、積極的に参加しております。

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、**青字表示**の項目は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則（協金法施行規則）（第69条）」で、**赤字表示**の項目は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（第7条）」で規定されております法定開示項目です。

理事長からのメッセージ	1
-------------	---

【概況・組織】

1. 事業方針	2
2. 事業の組織	12
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	12
4. 会計監査人の氏名又は名称	12
5. 店舗一覧（事務所の名称及び所在地）	9
6. 地区一覧	9
7. 自動機器設置状況	9～11
8. 組合員数	20

【主要事業内容】

9. 主要な事業の内容	12
10. 信用組合の代理業者（該当ありません）	

【業務に関する事項】

11. 事業概況	3
12. 経常収益	20
13. 業務純益	20
14. 経常利益	20
15. 当期純利益	20
16. 出資総額、出資総口数	20
17. 純資産額	20
18. 総資産額	20
19. 預金積金残高	20
20. 貸出金残高	20
21. 有価証券残高	20
22. 単体自己資本比率	20
23. 出資配当金	20
24. 職員数	20

【主要業務に関する指標】

25. 業務粗利益及び業務粗利益率	20
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	20
27. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	20
28. 受取利息及び支払利息の増減	20
29. 総資産経常利益率	20
30. 総資産当期純利益率	20
31. 経費の内訳	20

【預金に関する指標】

32. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他の預金の平均残高	21
33. 固定金利定期預金、変動金利定期預金、 その他の区分ごとの定期預金残高	21
34. 預金者別預金残高	21

【貸出金等に関する指標】

35. 手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高	22
36. 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金残高	21
37. 担保種類別の貸出金残高、債務保証見返額	22
38. 使途別貸出金残高	21
39. 業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	22
40. 預貸率の期末値、期中平均値	20
41. 消費者ローン・住宅ローン残高	22

【有価証券に関する指標】

42. 商品有価証券の種類別平均残高	22
43. 有価証券の種類別・残存期間別残高	22
44. 有価証券の種類別平均残高	22
45. 預証率の期末値、期中平均値	20

【経営管理体制に関する事項】

46. リスク管理の体制	32～33
47. 法令遵守の体制	30
48. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	31

【財産の状況】

49. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	16～19
50. リスク管理債権の状況	23
(1) 破綻先債権	
(2) 延滞債権	
(3) 3か月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
51. 金融再生法に基づく資産査定公表	23
52. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	24～29
・ 自己資本の構成に関する開示事項	24～25
・ 自己資本の充実度に関する事項	25
・ 信用リスクに関する事項	26～27
(証券化エクスポージャーを除く)	
・ 信用リスク削減手法に関する事項	28
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	27
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	28
・ 出資等エクスポージャーに関する事項	28～29
・ 金利リスクに関する事項	29
53. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	21
・ 有価証券	21
・ 金銭の信託	21
・ 協金法施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引	21
54. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	26
55. 貸出金償却の額	27
56. 会計監査人による監査	15

【監督指針の要請に基づく開示】

57. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	36～40
58. 地域貢献への取組み	41～42
59. 地域密着型金融の取組み状況	41
60. 総代会	13
61. 代表理事による確認	15
62. 報酬体系について	14

【その他】

63. トピックス	4～7
64. CSRの取組みについて	30
65. 環境保全活動	31
66. 顧客保護等管理方針	34
67. 利益相反管理方針	34
68. 個人情報保護	35
69. 継続企業の前提の重要な疑義	15

【連結情報】

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第70条）」で規定されております連結情報は、該当ありません。

平成28年7月
編集・発行 総務部
お問い合わせ先 総合企画部
〒380-8668 長野市新田町1103番地1
電話 026-233-2111(代)
【ホームページ】 <http://www.naganokenshin.jp>
【E-mail】 nkenshin@naganokenshin.jp

けんしん



この印刷物は、植物油インキを
使用しています。